

国庫補助制度 Q&A

第1節 国庫補助制度 Q&A

〈新增改築事業関係について〉

問1 国庫補助事業実施に伴い、工事期間中に必要となる仮設校舎を建設することにした。国庫補助対象としてよいか。

(答) 工事を実施するため必要な仮設校舎工事（リースを含む）は、国庫補助事業の実施面積を限度として国庫補助対象となります。なお、耐震補強事業と長寿命化改良事業等のように算定割合の異なる事業を併行して実施する場合、仮設建物に係る経費は耐震補強事業と長寿命化改良事業の面積按分とし、それぞれに計上します。

問2 新増改築事業を行う際に、工事のための車両通行や運搬経路確保のため、門扉を取り壊さなければならない場合、この取壊し費も新増改築事業の工事費に含めてよいか。

(答) 建物の新増改築事業に伴い必要となる門柱・戸（これに付随する花壇等を含む）、扉、敷地境界に設置する囲障（生垣及び防球ネットを含む）等の取壊し費及び設置費については国庫補助対象となります。また、建物に必要な吹き抜けの渡り廊下（既存建物間をつなぐものは国庫補助対象外）の設置費も国庫補助対象となります。

問3 国庫補助対象となる仮設校舎のリース契約について、国庫補助対象となる期間はあるのか。

(答) 原則として、当該校舎の利用ができない（工事を行っている）期間が国庫補助対象期間となります。なお、引っ越し等に要する期間についても国庫補助対象期間となります。

問4 借用地の上に学校施設を整備する場合、国庫補助対象となるか。

(答) 負担金等算定の基礎となる施設について、原則、学校設置者が所有権を有するならば、当該施設の整備用地における所有権は問いません。

ただし、当該施設が学校として長期間安定的に使用できるように、学校施設を整備することや用地返還時の方法等について、事業申請前に整備用地所有者と合意していることが望ましいです。

問5 例えば、特別支援学校において、小・中・高の新築工事（1棟）を行う場合、小・中学部は負担金、高等部は交付金になるが、申請面積はどのように扱えばよいのか。

(答) 原則として、各部の専有面積で区分します。共用する部分は、共用する各部の必要面積に応じて比例按分します。（運用細目第2—7—(3)—イ）

問6 分校または分教室を新設する場合の資格面積はどのように算定するのか。

(答) 分校は1の学校とみなすため、必要面積は分校の学級数・児童生徒数に応じて算出し、保有面積は分校が保有する面積となります。分教室においては、本校と同一の学校となるため、必要面積は本校も含めた学校全体の学級数・児童生徒数に応じて算出し、保有面積は本校も含めた学校全体が保有する面積となります。(義務法第十三条、運用細目第1-42)

問7 危険改築と不適格改築の違いは何か。

(答) 危険改築は老朽化が著しく構造上危険な状態にある建物を改築するものであり、不適格改築は教育を行うのに著しく不適当な事情のある建物を改築するものであり、どちらも教育条件の改善を図るものです。(運用細目第1-47、48)

なお、各改築事業の交付要件は以下のとおりです。

【鉄筋コンクリートの場合】

危険改築……耐力度調査の結果、4,500点以下の建物を改築する場合(※)

(地域・学校種別等による500点緩和措置がある)

不適格改築……①耐震力不足(次のいずれかに該当するもの)

- ・耐震診断の結果、Is値がおおむね0.3未満
- ・耐震診断の結果、q値がおおむね0.5未満

(CTU・SD値がおおむね0.15未満)

- ・その他補強工事を行うことが不適当であると認められるもの

②全面改築(新增築、危険改築等の資格面積が必要面積の半分以上)

教育機能の向上及び校地の有効利用等の教育条件の改善を図るため、建物の全面改築を行う場合

③適正配置(新增築、危険改築等の資格面積が必要面積から残存建物面積を引いた面積の半分以上)

校地の有効利用等の観点から建物の適正配置を図るため、新增改築を行う場合

④津波浸水想定区域内にある建物で移転又は高層化が必要と認められるもの

(※) 平成19年度末までに耐力度の測定を行い、5,000点以下になったものについては、従前の例による。

問8 複数年度にまたがる改築事業の必要面積はどのように算定するのか。

(答) 事業実施初年度の5月1日現在の児童生徒数を基準としています。

なお、保有面積が必要面積を超えるいわゆる保有オーバーの状態で、かつ事業実施次年度以降に児童生徒数の増加が見込まれる場合は、事業実施年度を基準として、特例面積加算等を行つて必要面積を算定します。

問9 複数年度にまたがる改築事業で、工事に遅れが生じたため繰越実施することとなった。
初年度に解体が終わっていないが、危険建物等の取壊し延期の申請は必要か。

(答) 必要ありません。継続的に実施されている事業の場合、全ての事業完了後に取壊しが行われなかつた場合に提出してください。

(例)・単年度事業で建築・解体を予定していた事業を明許繰越して事業を行う場合。

→交付決定年度の年度末は取壊し延期承認申請は不要。

・I期目で建築の一部、II期目で建築の残りと解体を実施する場合。

→I期目の年度末は取壊し延期承認申請は不要

問10 取壊し延期申請を行って承認を受けたが、翌年度もやむなく解体できなかつた。再度申請が必要か。

(答) 必要となります。危険建物等については、改築工事の完成とともに速やかに取り壊すことを原則としています。そのため、承認を受けた期日を超えて取壊しが延期される場合は毎年度申請することとなります。

問11 改築を行う際、撤去する施設の解体・撤去費は国庫補助対象としてよいか。

(答) 事業の実施に伴い撤去する施設又は支障となる施設の解体・撤去費については国庫補助対象となります。また、いわゆる保有オーバーの状態における解体・撤去に要する費用や、学校統合に伴い廃校となる施設の解体・撤去に要する費用も対象となります（改築工事の前年度又は次年度に解体・撤去のみを実施する場合は、複数年度にわたる改築事業として解体・撤去費のみ計上して申請することができます。）。

ただし、既に廃校や休校となっている施設の解体・撤去に要する費用を対象とするものではありません。

問12 改築を行う場合、現在の施設の面積をそのまま国庫補助の対象として申請することは可能か。

(答) 国庫補助の申請を行うに当たっては、運用細目等に則り適切に面積を計算した上で申請することが必要です。具体的には、交付を受けようとする年度の5月1日時点での学級数に応ずる必要面積と保有面積を比較して少ないほうから、危険（不適格）でない面積を控除して要改築面積を算出する必要があります。

問 13 学校施設と他の公共施設との複合化・集約化にあたって実施する改築等に際して、他の公共施設の解体撤去工事が必要となる場合、他の公共施設の解体撤去費は国庫補助の対象となるか。

(答) 公立学校施設整備費は学校施設を対象とした国庫補助であり、学校施設ではない他の公共施設の整備にかかる費用は解体撤去費も含めて全て対象外となります。

問 14 老朽化が進行している校舎について全面的な改築を行おうと考えているが、改築を予定している全面積について不適格改築（全面改築）で交付申請が可能か。

(答) 施設の全面的な改築を行うことのみをもって、不適格改築（全面改築）の補助要件を満たすことにはなりません。不適格改築（全面改築）の補助メニューを選択する際は、新增築や危険改築など本補助メニュー以外における補助資格面積が、学級数に応ずる必要面積の 50%を超える必要があります。

その上で、木造建物及び建築後 10 年以上経過した非木造建物で、教育機能上改築することがやむを得ないものに限り交付申請することが可能です。

〈耐震診断・耐力度調査関係について〉

問 15 「耐震診断」と「耐力度調査」とではどのような違いがあるのか。

(答) 耐震診断は、新耐震基準（昭和 56 年以前）施行以前の建物について、地震に対する安全性を構造力学上診断するものであり、診断の結果、構造耐震指標（Is 値）が低い建物については、耐震補強等が必要です。

一方、耐力度調査は、建物の構造耐力、経年による耐力・機能の低下、立地条件による影響の 3 点の項目を調査し、建物の老朽化を総合的に評価するものです。調査の結果、所要の耐力度点数に達しないものについては、「構造上危険な状態にある建物の改築事業」の補助対象としています。

問 16 耐力度の測定方法が平成 30 年度に改定されているが、平成 29 年度以前に耐力度の測定をした建物も改定版で再調査が必要か。

(答) 平成 29 年度以前に耐力度を測定した建物については、建物の現況に大きな変化がなければ再調査することなく耐力度点数をそのまま使用できます。

また、過去の測定結果の経過年数のみ変更して耐力度点数を見直すことも可能です。

問 17 危険改築の場合は耐力度調査が、耐震補強事業の場合は耐震診断の第2次診断が必須となるのか。

(答) 改築・耐震補強の要否を判断して、国として交付金を交付すべきものか適切に判断する必要があるため、実施する必要があります。

問 18 平成15年度に耐震診断を実施したが、事情により耐震補強事業が凍結された。その後、平成25年度予算にて耐震補強事業を実施することとなった。この場合、当該事業の耐震診断費は、耐震補強事業の国庫補助対象経費となるか。

(答) 事業実施年度に、下記のいずれかの計画に計上されていれば、国庫補助対象経費となります。

- ①地震対策緊急整備事業計画
- ②地震防災緊急事業五箇年計画
- ③原子力発電施設等立地地域の振興に関する計画

※以下、この3つを「地震防災緊急事業五箇年計画等」とします。

問 19 耐震診断を実施した結果、 I_s 値が0.7以上あった建物を大規模改造（補強以外）する等の場合、耐震診断費を当該大規模改造事業等に国庫補助対象経費として計上してよいのか。

(答) 耐震診断に要した経費については原則、耐震補強事業や不適格改築事業の国庫補助対象経費となります。しかし、補強や改築の必要がなかった場合の耐震診断費についても当該建物を大規模改造（補強以外）する等の際には国庫補助対象となります。ただし、国庫補助対象は事業実施の前々年度の支出分までとなります。

問 20 耐震診断及び耐力度調査に係る費用は、何年前まで遡って工事実施時に国庫補助対象とできるのか。

(答) 耐震診断及び耐力度調査に係る費用については、工事実施年度の前々年度支出分までを工事費に算入することができます。また、地震防災緊急事業五箇年計画等に計上している補強事業に係る耐震診断費については、前々年度より前の支出についても工事費に算入できます。例えば地震防災緊急事業五箇年計画であれば、現在の第6次五箇年計画に計上し、実施する事業について、第5次五箇年計画の時点では事業計上しておらず、耐震診断のみを実施した場合でも、耐震診断費を工事費へ算入できます。

問 21 例えば、10 年前に旧基準に基づいた耐震診断を実施し判定委員会の判定を受けている場合、この耐震診断結果は有効なのか。

(答) 10 年前と建物の現況に技術的に大きな変化（耐震壁を撤去したなど）がなければ当時の耐診断結果も有効です。

問 22 例えば 10 年前に耐震診断を実施し判定委員会の判定を受けているが、その後、工事を実施できないまま建物の劣化が進んでしまったため、耐震補強事業実施年度に再度、耐震診断を実施した。この場合、それぞれの耐震診断に要した経費は国庫補助対象となるのか。

(答) それぞれの耐震診断に要した経費は国庫補助対象となります。ただし、工事実施年度の前々年度より前の支出について対象とするには、地震防災緊急事業五箇年計画等に計上する必要があります。

〈耐震補強事業関係について〉

問 23 耐震補強事業の対象となるのはどのようなものか。

(答) 耐震補強事業の対象となるものとしては、補強内容と補強の関連工事があります。

補強内容とは、原則として、耐震性能判定表に明記されており、かつ学校建物の耐震性能向上に資する工事を指します。

補強の関連工事とは、補強内容の工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事を指します。原則として、補強内容の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、補強工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、補強の関連工事とはなりません。

問 24 補強内容とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・壁、柱、梁、プレース、耐震スリット、基礎等の新設、増設又は補強に必要となる工事。
 - ・鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事（外壁モルタル等仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。）。
 - ・庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等学校建物の軽量化等を図るための工事（上層階の撤去を含む。）。
 - ・エキスパンションジョイント等のクリアランス確保を目的とした工事。
- などが挙げられます。

なお、耐震性能判定表に明記されていても、学校建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされていないものは、補強内容とはなりません。

また、同一棟に、放課後児童クラブのような児童福祉施設等の学校教育以外の施設がある場合は、面積による按分をして工事費を算定します。

問 25 補強の関連工事とは具体的にどのようなものか。

(答) 主な事例として

- ・補強工事の施工上必要となる内外装、建具及び設備等の改修工事（解体・設置する工事を含む。）。
- ・建築基準法、消防法等の規定により、補強工事に伴い必要となる防火扉（制御装置を含む。）等の設置工事。
- ・補強工事に伴い必要となるリース契約の仮設建物工事（補強工事を実施する棟面積を限度とする。）。ただし、長寿命化改良事業と同時併行で実施する場合はそれぞれの補助対象面積で按分する。
- ・補強工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事や模様替え（室内の照度等の検証を行ったものに限る。）。
- ・その他、補強工事の施工上撤去せざるを得ない外構、倉庫等の解体及び復旧工事。などが挙げられます。

なお、原則として、補強内容の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、補強工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、補強の関連工事とはなりません。

問 26 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、補強の関連工事には当たらないのか。

(答) 補強工事の施工上必要となる最小限の範囲については補強の関連工事となります。それ以外については防災機能強化事業の対象となります。

問 27 I_s 値がおおむね 1.0 以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められる場合、その耐震補強事業は国庫補助の対象となるが、「補強を必要とする特別な理由」とは、どのような例があるのか。

(答) 耐震補強事業に関する国庫補助の基準は運用上原則として、 I_s 値が 0.7 に満たないこと、若しくは q 値が 1.0 ($CTU \cdot SD$ 値が 0.3) に満たないことを条件としています。

ただし、例えば耐震診断の結果、 I_s 値が 0.85 であったが、大地震時の層間変位値がエキスパンションジョイントのクリアランスを上回るため、隣接する建物に衝突する可能性があると判定委員会で判定された場合などは「補強を必要とする特別な理由」となります。

（公立学校施設に係る大規模地震対策関係法令及び地震防災対策関係法令の運用細目 別表第 2 参照）

問 28 大規模改造事業や耐震補強事業を実施する際、校舎内にある給食室は国庫補助対象なのか。

(答) 原則、校舎の内部にあり、同一棟の給食室であれば、保有控除となっていても対象となります。この場合、国庫補助対象面積は給食室の面積も含めた面積となります。また、武道場の場合は体育館と同一棟でなくても国庫補助対象となります。

なお、耐震補強事業については、給食施設及び武道場を含め、当該学校の敷地内にある全ての学校施設（放課後児童クラブ等を除く。）を対象としております。

問 29 耐震補強事業の際、判定委員会から上部層の3階を撤去し、荷重軽減を図る必要があるとの判定が出た。3階撤去費及び撤去部の屋根新設に要する経費は耐震補強の国庫補助対象としてよいのか。

(答) 判定委員会等で、耐震性を確保するためには上部層を撤去することが望ましいと判定された場合に限り、国庫補助対象と考えられます。なお、申請面積については、新增改築事業や大規模改造事業等では工事実施後の面積となりますが、耐震補強事業については判定委員会等により補強を要すると判定された面積が申請面積となりますので、この場合は工事実施前（3階を含む。）の面積と考えられます。

〈大規模改造事業関係について〉

問 30 大規模改造事業を申請するに当たり、上限額と下限額があるが、2箇年度以上の工事に對してはどのように適用されるのか。

(答) 上限額については単年度ごとに適用し、下限額は施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用します。

問 31 学校が他の施設と併設する場合の取扱いは、どのようにになっているのか。

(答) 学校が他の施設と併設されている例として、特別支援学校と児童福祉施設や病院との併設が多く見られます。

この場合、学校と病院等の建物は同一敷地又は隣接地に別々に建築されている場合が多いのですが、新增築又は改築の際に同一棟として学校と病院等を合築する場合があります。

この際の工事費は、一括に契約されるため、学校と病院等の施設の工事費をどのように区分して積算するかということが問題になります。

のことについては、全体の工事費（国庫補助対象外経費を除く。）を実施面積で除して得た実施数単価に学校及び病院等の各々の面積を乗じて工事費を算定することになります。したがって、学校として算定された面積及び工事費により国庫補助金を申請することになります。

なお、同一棟で学校と病院等を設置する場合には、学校教育に支障とならないように配置等について十分配慮する必要があります。

問 32 改修事業実施時に既存建物からアスベストが検出された場合、アスベスト対策工事費を当該事業の対象経費に含めることは可能か。

(答) 事業の目的を達成する上で不可欠なアスベスト対策工事費については、大規模改修（法令等）以外の事業の対象経費に含めることができます。また、アスベストの事前調査や分析調査に係る費用については、事業実施年度支出分の調査費用を工事費に含めることができます。対策工事を要しない場合や、交付金事業の実施に伴い施設の解体及び撤去を行う場合においても調査費用を工事費に含めることができます。

問 33 建物の改修工事にあたり支障となる既存設備の一時撤去及び再設置にかかる費用は国庫補助対象となるか。

(答) 事業の目的を達成する上で不可欠な既存設備の一時撤去及び再設置にかかる費用に限り、当該事業の対象内経費に含めることができます。具体的には外壁改修に際して空調設備の室外機を一時撤去及び再設置する等の費用が想定されます。ただし、再設置に併せて当該設備の更新を行う場合は対象外です。

問 34 新増改築工事の一環で大規模改修（質的整備）を実施する場合、新増改築事業と面積や費用等を切り分けて申請することは可能か。

(答) 原則、大規模改修は既存施設の一部分について造りかえることを目的とした事業であり、既存施設のない新増改築実施時に大規模改修を申請することはできません。新増改築事業の対象経費に含めてください。

問 35 建物改修に伴い、受電設備を更新する必要がある。設置されている場所は別の建物であるが、国庫補助対象として扱ってよいか。

(答) 国庫補助対象となります。なお、同一の敷地内で学校区分が違う建物（小中一体型などの場合）に供給する場合は保有面積（新増改築事業の場合は工事完了後の保有面積）で按分し工事費を算出する必要があります。

問 36 吹き抜けの渡り廊下や屋外階段の改修工事は国庫補助対象外なのか。

(答) 風雨を防げない吹き抜けの渡り廊下や屋外階段のみの改修工事は国庫補助対象外となります。ただし、耐震補強工事や接続する建物の改修工事と一体的に改修する場合は国庫補助対象となります。また、風雨を防ぎうる渡り廊下のみの改修工事も国庫補助対象となります。

問 37 大規模改造（教育内容）の「f. 校内のネットワーク環境を整備するための工事」として、無線アクセスポイント機器を職員室に設置する計画であるが、国庫補助対象となるか。また、併せてソフトウェア等のライセンスを契約する場合、後年度のライセンス費用も国庫補助の対象となるか。

(答) 学校の用に供する機器であれば国庫補助対象となります。ライセンスについては、事業実施年度に係る費用のみが対象となります。後年度分に係る費用を一括で事業実施年度に支出している場合は、契約期間に占める後年度の日数で按分等して除く必要があります。

問 38 大規模改造（教育内容）の「f. 校内のネットワーク環境を整備するための工事」として、校内ネットワークを管理するためのサーバーを、学校敷地外に設置する場合、国庫補助対象となるか。

(答) 公立学校施設整備費は学校施設を対象とした国庫補助であり、学校敷地外の整備にかかる費用は対象外となります。

問 39 暖房システム（ボイラー等による中央暖房方式）が老朽化し、熱効率が低下したため、FF 暖房機による個別空調システムへの変更を計画している。この場合、交付金事業の大規模改造（質的整備）事業の内部環境改善事業に該当するのか。

(答) 省エネルギー型空調（冷暖房設備）工事や環境に配慮した暖房設備（ペレットストーブ等）工事であれば内部環境改善を図る改造工事に該当します。なお、冷暖房設備の更新工事や新設工事を行う場合は、大規模改造（空調）による申請も可能です。

問 40 普通教室や屋内運動場への空調設置単体工事については交付金の算定対象となるか。

(答) 空調設置単体工事については交付金の算定対象となっており、普通教室や特別教室、屋内運動場、学校給食施設など児童生徒や教職員等が使用する全ての部屋が国庫補助対象となります。

ただし、屋内運動場への空調設置については、当該建物に断熱性があることを要件とし、断熱性のない屋内運動場については空調設置と併せて断熱性確保工事を実施する場合に国庫補助対象となります。

問 41 屋内運動場に空調を設置するにあたって必要な断熱性確保とはどのようなものか。

(答) 既存建物の断熱性能の有無を設計図書等で判断してください。確保すべき断熱性能の数値等は示していませんので、既存建物の状況に応じ、経済性に配慮しつつ効果的な断熱化ができるよう、必要に応じて専門家等に相談しつつ、断熱性を確保してください。

問 42 大規模改造（バリアフリー）事業において、紫外線の影響を受けやすい児童（色素性乾皮症等）への対策として、窓への紫外線カットフィルムのはり付け工事や紫外線カット仕様の照明器具への交換を行うことは国庫補助対象となるのか。

(答) 大規模改造（バリアフリー）事業は、障害のある児童生徒の学習環境を改善する工事が国庫補助対象と考えられます。施設のバリアフリー化はもちろんのこと、個々の障害の状況に応じた施設改修も国庫補助対象と考えられます。よって、本件についても国庫補助対象とすることができます。

この場合、障害のある児童生徒が当該学校へ通学している又は通学を予定しているなど、整備の具体的必要性のあることが前提となります。

なお、照明器具の交換については、機器のみが国庫補助対象であり、消耗品である蛍光灯などのランプ類は国庫補助対象外と考えられます。

問 43 障害のある児童生徒が入学するに当たり空き教室を特別支援学級に改造する場合などは、どの国庫補助メニューで申請したらよいか。

(答) どの国庫補助メニューにて申請するかは、各設置者において適切に判断していただくことになりますが、一般に大規模改造（バリアフリー）事業で申請することになると考えられます。

問 44 大規模改造事業に伴い面積の増減が生じる場合は、どのように扱えばよいのか。

(答) 大規模改造については原則、面積の増減を伴う工事は国庫補助対象外です。

ただし、工事実施に伴い生じる必要最小限の面積の増減を伴う工事は、国庫補助対象となります。主な例として、以下のようなものが考えられます。

- ・屋上防水工事で防水効果を上げるため、置屋根にしたことにより、ペントハウスを取り壊さざるを得なくなり、面積が減少するもの
 - ・球技等を行えるスペースを確保するため屋内運動場のギャラリーを撤去したことにより、面積が減少するもの
 - ・バリアフリー施設を整備することにより面積が増加するもの（原則、エレベーター設置やバリアフリートイレ設置に伴うものに限る。）
 - ・耐震補強壁等を設置することにより面積が増加するもの
 - ・耐震性能の向上のために軽量化を図ったこと等により面積が減少するもの（減少した面積については、健全取壊し建物の取扱いとし、5年間は、資格算定の対象としない。）
- など

問 45 特別支援学校（高等部）の校舎の一部にバリアフリー化対策としてエレベーターを設置する。面積増加が伴う場合、大規模改修としてではなく、特支（幼・高）として申請してよいのか。

(答) 特別支援学校（高等部）において面積の増加を伴う工事を行う場合は、特支（幼・高）で申請してください。

問 46 統合改修事業では、負担金の統合事業と同様に、申請時に学校設置条例の写し等を添付する必要があるか。

(答) 必要となります。条例の写し等を交付申請書に添付して御提出ください。

(運用細目第 1-43 参照)

〈防災機能強化事業について〉

問 47 吊り天井の落下防止対策の国庫補助はどのようにになっているのか。

(答) 吊り天井の落下防止対策については非構造部材の耐震化として防災機能強化事業の対象となります。なお、吊り天井の撤去等に伴って必要となる照明や設備の撤去・再設置、断熱や塗装などの工事についても対象となります。

問 48 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼付する工事は補助対象となるか。

(答) ガラスの飛散防止として行われるものについては、防災機能強化事業の補助対象となります。ただし、フィルムを購入して貼るなど、工事に該当しないものは対象外です。

問 49 非構造部材の点検等に係る経費は国庫補助対象となるのか。

(答) 非構造部材の点検等に係る経費は、工事を行う際に国庫補助対象となります。また、国庫補助対象となる期間については、点検費については前々年度支出分、実施設計費については前年度支出分までが対象となります。また、地震防災緊急事業五箇年計画に計上されている耐震補強事業と一体で行う非構造部材の耐震化工事に係る点検費及び実施設計費については、問 18 の耐震診断費等と同等の取扱いとなります。

〈太陽光発電等導入事業について〉

問 50 太陽光発電導入事業での配分基礎面積は太陽光発電設備の設備容量（太陽光パネルの公称最大出力の合計値）となるが、端数整理はどのように行えばよいか。

(答) 小数第 2 位を四捨五入して扱います。

問 51 太陽光発電導入事業が複数年度工事になる場合がある。全体の設備容量が 100kW だが I 期目が 40kW、II 期目が 60kW となるとき、配分基礎額算定上の単価は各年度の設備容量に応じた単価を用いて算定するのか。

(答) 全体の設備容量 100kW であれば、I 期目、II 期目とも 100kW に応じた単価を用いることとなります。

問 52 「原則、自立運転機能などの防災機能を付加」とあるが、自立運転機能のない場合は補助対象とならないのか

(答) 原則として自立運転機能の付加をお願いしていますが、自家発電設備や蓄電池など別の方法で非常用電源を確保する場合はこの限りではありません。

〈屋外教育環境施設の整備事業について〉

問 53 屋外教育環境整備（グラウンド）事業を実施する場合は暗渠排水を設置しなければ国庫補助対象とならないのか。

(答) 屋外教育環境整備（グラウンド）事業の実施においては、必ずしも暗渠排水を設置しなくても国庫補助対象となります。ただし、暗渠排水以外の方法により排水機能を設けるなど、子供たちの様々な体験活動等の場として活用することに影響を与えないように計画する必要があります。

問 54 屋外教育環境整備（グラウンド）事業は面積についての要件はあるのか。

(答) 面積についての要件はありません。ただし、1 校当たりの事業費が 1,000 万円以上 6,000 万円を限度として国庫補助対象となります。

問 55 上限額と下限額は、2 箇年度以上の工事に対してはどのように適用されるのか。

(答) 上限額については単年度ごとに適用し、下限額は施設整備計画に計上している工事全体の実工事費に対して適用します。

問 56 同一の敷地内で小学校と中学校が併置されている場合、申請はどのようにしたらよいのか。また、下限額はそれぞれで 1,000 万円を超えるなければならないのか。

(答) 同一の敷地に異なる学校種別が併置使用している場合は学校種別ごとに面積を算出し、学校種別ごとに 1 つの事業として申請を行います。共用部分の面積については、それぞれの学校種別の必要面積で按分する必要があります。また、下限額については工事費を合算して超えていれば国庫補助対象となります。ただし、設置者が異なる場合はこの限りではありません。

問 57 屋外教育環境整備（グラウンド）事業の買収事業は国庫補助対象となるのか。

(答) 国庫補助対象となります。ただし、土地の購入費、造成費は国庫補助対象外です。なお、施設整備計画について、あらかじめ都道府県を通じ文部科学省に事前相談をお願いします。

〈その他事業について〉

問 58 エコスクール・プラスの認定手続きの進め方はどのようにすればよいか。

- (答) (1) 文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省から、各都道府県教育委員会宛にエコスクール募集の公募を行います。
- (2) 設置者は募集期間内に都道府県経由でエコスクール・プラス計画書の提出を行います。
- (3) 文部科学省、農林水産省、国土交通省及び環境省で協議の上、認定の可否を決定します。

問 59 エコスクール・プラスに関する文部科学省の支援措置の内容にはどのようなものがあるのか。

(答) エコスクールとして整備することに伴い必要となる面積及び建築費を当該学校の国庫補助面積及び単価に加算します。

1. 加算対象

(1) 単価加算

① 脱炭素先行地域の学校

エコスクール・プラスで認定を受けた事業のうち、地域脱炭素ロードマップ（令和3年6月9日国・地方脱炭素実現会議）及び地球温暖化対策計画（令和3年10月22日閣議決定）に基づく脱炭素先行地域に選定されている地域の学校において、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第2条第3号に規定するエネルギー消費性能基準に対して、設計時の一次エネルギー使用量を50%以上（再生可能エネルギーを除く）削減（いわゆるZEB Ready）するために必要な工事費。

② ①脱炭素先行地域の学校以外の学校

エコスクール・プラスで認定を受けた事業のうち、2050年までに全てのエネルギーを再生可能エネルギー等で受給することで学校における年間の一次エネルギー消費量を收支でゼロとするいわゆる『ZEB』を達成する計画を策定した学校において、①と同様に必要な工事費。

(2) 面積加算

- ① (1) の事業を実施するために必要となる電気室又は機械室の面積
② その他、本事業の実施に伴い必要となる面積

2. 加算範囲

(1) 補助単価

交付要綱第6交付金額の算定に基づく配分基礎額の算定方法に定める特別加算率として8/100を加算。

(2) 補助面積

運用細目第2-2(1)アに基づき、当該学校の必要面積の20%の範囲内において、必要と認められる面積を加算。

問60 「新世代型学習空間」とは具体的にどのようなものか。

(答) 「新世代型学習空間」は、少人数指導に対応できるよう整備された学習スペースです。小さな教室を多数設けるのではなく、多様な学習形態に対応できるよう、まとまったスペースを必要に応じ区画して使用できるスペースです。

また、ICTを活用した授業が行えるよう、校内LANやインターネットに接続できるなど情報化にも対応した空間として整備することも望まれます。この場合、コンピューター教室のように固定した机にコンピューターを設置するのではなく、必要に応じて移動できるなど、多様な学習形態に対応できるスペースを確保できるよう配置が必要です。

問61 「新世代型学習空間」の国庫補助はどのようにになっているのか。

(答) 新増改築事業で整備を行う場合、新世代型学習空間の整備に必要となる面積は多目的スペースの加算面積で対応します。新世代型学習空間として整備する多目的スペースの加算面積の上限を小学校18.0%、中学校10.5%としています。

問62 国庫負担等事業における工事の国庫補助対象経費をどのように判断したらよいか。

(答) 国庫負担等事業における国庫補助対象経費については、交付金制度創設に併せて地方公共団体の自主性・裁量性を高めるため、「公立学校施設費国庫負担等事業に係る対象経費について(通知)」(平成18年4月1日18施助第3号)において、従前からの国庫補助対象経費項目の例示を廃止し、地方公共団体の判断のもと、適切な対応をお願いしています。

原則として、国庫負担等事業における国庫補助対象経費は、当該事業で整備される建物及び付随する設備(建物に固定され、かつ一体的な整備を行う必要があるもの)で、資産(国家・国民の資産)を形成するものであると考えています。

なお、備品として扱われるべき性質のものなどについては、従前と同様に対象経費ではないと考えます。

(公立学校施設費国庫負担等事業に係る対象経費について(通知) 平成18年4月1日18施助第3号)(運用細目第1-14)

問 63 特定財源がある場合の国庫負担金の算定はどのように行えばよいか。

(答) 国庫負担事業に要する経費の資金計画において、国庫負担金及び地方債以外の特定財源が含まれる場合の国庫負担金の算定方法は次のとおりです。

(1) 特定財源の範囲

特定財源の範囲は、原則として次のとおりです。

①火災保険金

保険会社等からの受取保険金から、応急復旧、初度調査費等に要した額を控除した額。

②移転補償費

道路、ダム等の計画により移転を余儀なくされたもので、当該移転の対象となった建物に係る補償費。

③指定寄付金

公立学校施設整備費に使用することを特定して受領した寄付金で、負担付き寄付金として地方自治法第 96 条の規定により議会決議を経ているもの。

(2) 考え方

(1) の特定財源は、国庫負担事業に要する全経費のうち、国庫負担金以外の経費に充当するものとします。ただし、次の算式となるようにします。

$$\text{対象外経費を含む全事業費} \geq (\text{国庫負担金}) + (\text{地方債許可額}) + (\text{特定財源})$$

(3) 算定方法

①超過国庫補助額 $E \leq 0$ の場合 (不足財源 $D \geq$ 当初国庫補助額 C)

$$A \times B \times 1.01 \times \text{国庫補助率} = \text{正当国庫補助額} (= \text{当初国庫補助額 } C)$$

②超過国庫補助額 $E > 0$ の場合 (不足財源 $D <$ 当初国庫補助額 C)

$$H \times B \times 1.01 \times \text{国庫補助率} = \text{正当国庫補助額} (= \text{当初国庫補助額 } C)$$

A : 国庫補助限度面積 A' : 実施面積

B : 国庫補助単価 B' : 実施工単価

C : 当初国庫補助額 = $A \times B \times 1.01 \times \text{国庫補助率}$

D : 不足財源 = 対象外を含む全事業費 ($A' \times B'$) - 特定財源

E : 超過国庫補助額 = $C - D$

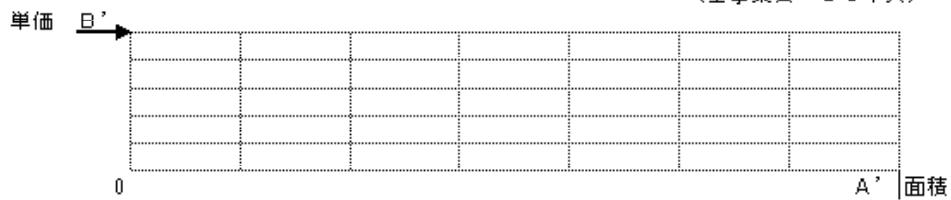
F : 超過国庫補助額 E に対応する事業費 = $E \div \text{国庫補助率}$

G : 超過国庫補助額に対応する面積 = $F \div 1.01 \div B$

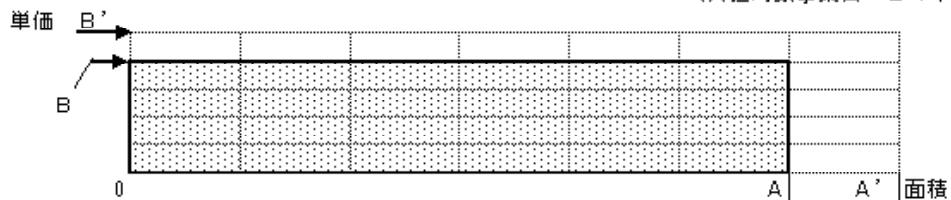
H : 調整後国庫補助面積 = $A - G$

○特定財源の考え方（参考）

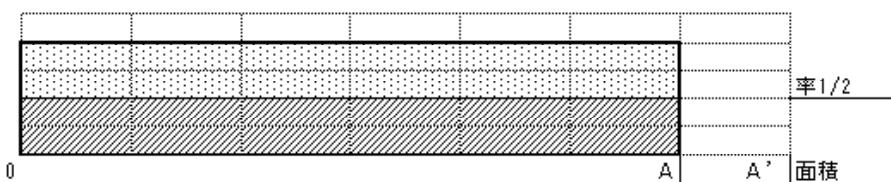
- 1) 面積A'、単価B'の建物が建築がされる場合、かかる金額は以下のように表示
 (全事業費=35マス)



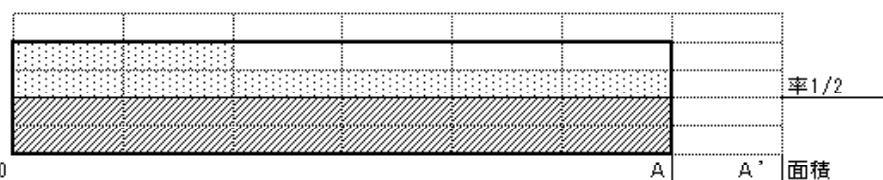
- 2) 国庫負担の限度面積がA、単価Bであれば、灰色部分が負担対象事業費
 (負担対象事業費=24マス)



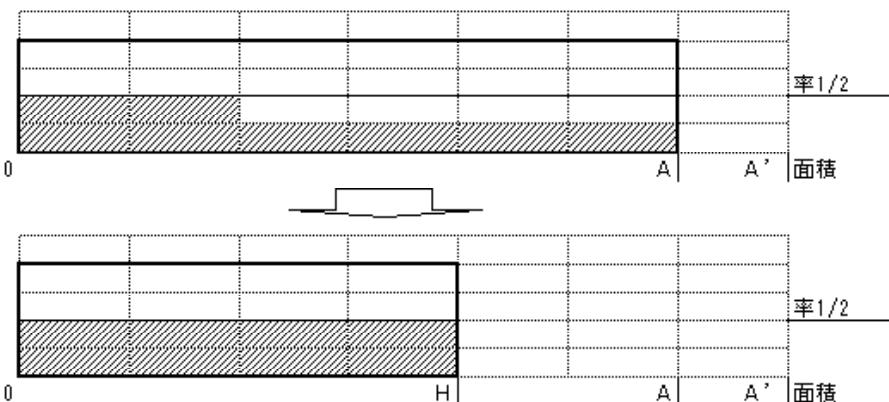
- 3) 負担率1/2であれば斜線部分が負担金額
 (当初負担金額=12マス)



- 4) 特定財源が15マスの場合、設置者負担分から経費を充当（白部分）
 (負担金額に影響なし)



- 4') 特定財源が27マスの場合、設置者負担分から経費を充当（白部分）するが、
 負担金の過大交付（4マス）を避けるため負担面積を減じ（A→H）、負担金額を調整する。
 (調整後負担金額=8マス)



*上図では、説明の簡略化のため、設置者事務費（1%）を含んでいない。

③負担金算定方法（例）

(1) 超過負担額 $E \leq 0$ の場合（不足財源 $D = \geq$ 当初負担額 C ）

$$A \times B \times 1.01 \times \text{負担率} = \text{正当負担額} (= \text{当初負担額 } C)$$

(2) 超過負担額 $E > 0$ の場合（不足財源 $D <$ 当初負担額 C ）

$$H \times B \times 1.01 \times \text{負担率} = \text{正当負担額} (= \text{当初負担額 } C)$$

A : 負担限度面積 A' : 実施面積

B : 負担単価 B' : 実施工単価

C : 当初負担額 = $A \times B \times 1.01 \times \text{負担率}$

D : 不足財源 = 対象外を含む全事業費 ($A' \times B'$) - 特定財源

E : 超過負担額 = $C - D$

F : 超過負担額 E に対応する事業費 = $E \div \text{負担率}$

G : 超過負担額に対応する面積 = $F \div 1.01 \div B$

H : 調整後負担面積 = $A - G$

問 64 財産処分を行った建物を保有控除の対象としてよいか。

(答) 財産処分手続は、国庫補助を受けて建設した建物について必要な手続ですが、それにより新たに建設する学校施設の資格面積に影響を及ぼすものではありません。

転用や取壊し等の財産処分を行った建物についても、「事前取壊し面積の取扱い」の対象となります。

ただし、統合事業については、「統合関連校の敷地に統合する場合の保有面積」の取扱いも留意してください。

問 65 PFI (BT0 方式) を活用して学校施設の整備を行う場合、いつ申請すればよいか。

(答) PFI (BT0 方式) を用いて学校施設の整備を進めるに当たっては、設置者に所有権が移転される年度の施設整備計画に計上する必要があります。

問 66 既存学校施設の取壊しだけを行う際の補助はあるか。

(答) 公立学校施設整備費は公債発行対象経費であるため、資産形成に資するもののみに充当することができるものとされており、取壊しのみを行うものは原則、国庫補助の対象にはなりません。

問 67 解体及び撤去費を国庫補助の対象として計上するに際して、どのような点に留意すべきか。

(答) 施設の解体及び撤去費については、改築及び長寿命化改良工事等に併せて行われる際には国庫補助の対象としております。改築等が複数の工期にわたる場合、解体及び撤去が実際に行われる年度・工期に適切に計上する点に留意が必要です。

また、実績報告時における解体及び撤去費の配分基礎額への計上については、解体及び撤去に係る実際の工事費に増減があった場合には、配分基礎額においても反映させることに留意が必要です。

問 68 事業を翌年度に繰り越すに当たり、文部科学大臣（市町村（特別区を含む）にあっては都道府県教育委員会）宛に提出しなければならないものは何か。

(答) 事業を翌年度に繰り越すに当たっては、適正化法第14条の規定に基づき年度終了報告書を作成し、提出する必要があります。

また、運用細目第3－7、16（1）に基づき、工期延長報告書を作成し、提出する必要があります。

問 69 公立学校施設整備費と他の補助金を併用することは可能か。また、その際の留意点は何か。

(答) 公立学校施設整備費と他の補助金の対象となる面積及び金額を明確に切り分け、国庫補助が重複することのないよう整理すれば、活用することが可能な場合があります。

問 70 災害危険施設再建事業は、再建場所について、現敷地、移転地の両方が対象となるのか。

(答) 対象事業の要件（建築工事を継続することが著しく困難又は不適当であり、かつ、再建が急務である相当の理由があることなど）に合致している場合、現地での建替え、移転での新設のどちらも対象となります。ただし、移転する場合には、現敷地での再建が困難な理由についての説明が必要となります。

第2節 学校施設環境改善交付金の手続等 Q&A

問 71 施設整備基本方針上の整備目標の優先順位はどのようにになっているのか。

(答) 施設整備基本方針は、施設整備上の国としての重点事項を「目標」として示すものですが、その中でも「老朽化対策」については、最も重要な課題として位置付けております。

〈施設整備計画の作成〉

問 72 交付金対象事業がない場合も、施設整備計画を提出しなければならないのか。

(答) 交付金を受ける事業がない場合は、施設整備計画を提出していただかなくても構いません。交付金の交付を受ける事業がある年度に作成し、提出していただければ、結構です。

問 73 施設整備計画の計画期間は3年以内とあるが、1年でもよいのか。

(答) 1年の計画もあり得るものと考えています。ただし、交付金の範囲内で弾力的に執行が可能となったメリットを活かす観点からは、なるべく長期の計画が望されます。

問 74 施設整備計画の公表は、具体的にどのような方法で行えばよいのか。また、いつ公表し、いつ提出するのか。

(答) 具体的な公表方法については、各自治体の判断となります。例えば、ホームページ、広報誌等を用いる方法が考えられます。

公表時期については、施設整備計画を作成、変更したときは遅滞なく行うことが法律上義務付けられています。

問 75 工事規模が大きい等の理由により2か年度以上にわたって実施する事業の場合、どのように申請すればよいのか。

(答) 2か年度以上にわたって実施する事業の場合は、各年度で工事区分及び工事支出額を明確にする必要があります。

このため、初年度は当該年度に行う工事面積を申請していただくことになります。ただし、各年度の工事面積を明確にすることが困難な場合は、全体面積を各年度の工事支出額で按分し、工事面積を算出してください。

後年度についても同様に申請していただくことになります。

問 76 事業額が下限額を下回っている事業は算定対象にならないが、施設整備計画に計上する必要はあるのか。

(答) 算定対象外の事業の記入については、特段設定はありません。

問 77 施設整備計画を作成する段階で実施設計が終わっていない場合、正確な工事費が出ないが、工事費の取扱いはどのようにしたらよいのか。

(答) 各設置者において、過去の実績等を参考にしつつ、根拠に基づいた計画等を計上してください。なお、施設整備計画提出時の状況により、以下の取扱いが考えられます。

施設整備計画提出時の状況	実工事費に記載する金額
工事請負契約済み	契約額
予定価格（設計額）は作成、未契約	予定価格（設計額）
予定価格（設計額）未作成	業者見積り（三者以上が望ましい）や過去の実績等の適正な実工事費

〈施設整備計画の変更〉

問 78 交付金は一括交付され、各事業への充当額は市町村等の裁量で弾力的な執行が可能となるが、施設整備計画の変更申請は必要となるのか。

(答) 原則として、施設整備計画に記載されている事業であり、かつ要綱等に定める交付金の対象事業であれば、一定の範囲内での流用を認めることとしており、その場合変更申請は不要です。

問 79 既に内定もしくは交付決定を受けた事業において、施設整備計画を変更しなければならないのはどのような場合か。

(答) 補助対象面積や構造の変更等があった場合には施設整備計画の変更が必要です。これらの変更を伴わず本来の補助目的の達成に影響がない場合については、施設整備計画を変更する必要はありません。なお、補助対象面積等の変更により、施設整備計画の変更を行う際の実工事費については、申請時と同じ方法で再算定した金額を記載してください。

〈交付金の算定〉

問 80 交付金はどのように配分していくのか。

(答) 整備目標やその目標達成のための事業内容、地域の実情や需要などを総合的に勘案した上、予算の範囲内で、提出された施設整備計画の中で優先順位の高い計画から順に交付金を交付します。

問 81 交付金の交付に際して、その内訳は示されるのか。

(答) 交付金の算定の対象となった学校や事業名について明示します。したがって、明示された事業については事業の実施が交付条件となります。

問 82 2箇年度以上の事業について、後年度分の交付金は保障されるのか。

(答) 交付金は、単年ごとに施設整備計画の中から、整備を行うに当たって必要性の高い事業から予算の範囲内で優先的に交付することになりますが、施設整備計画全体に対して交付するわけではなく、あくまでも単年ごとの事業に対して交付することになります（翌年度以降の交付金を担保するものではありません。）。

ただし、一度交付を受けている事業（継続事業）については、予算の範囲内で一定の配慮をしております。

〈内容変更・繰越手続〉

問 83 入札減で生じた交付金は施設整備計画の範囲内での他の交付対象事業への流用が可能だが、内容変更承認手続は不要なのか。

(答) 軽微な変更で設置者ごとの交付金の額に変更を生じない場合は、内容変更承認手続は不要です。

問 84 交付金を繰越することは可能なのか。

(答) 学校施設環境改善交付金は、繰越明許費として計上されており、繰越は可能です。

従前の補助金と同様に繰越手続を行った上で、翌年度に執行していただくこととなります。

また、事故繰越を行うことも可能です。

〈実績報告〉

問 85 実績報告時に流用可能額が発生した場合、流用可能額が発生した当該事業に充当することは可能か。また、他の予算区分にて交付決定を受けた事業に充当することは可能か。

(答) 流用可能額は施設整備計画に記載されている他の交付対象事業間で流用することができるものであるため、流用可能額が発生した当該事業に充当することはできません。他の予算区分にて交付決定を受けた事業にも充当することはできません。

〈事務手続関係〉

問 86 交付金制度ではどのような点で事務の簡素化が図られたか。

(答) 平成 17 年度までの補助金制度では、3 部局 5 局課にそれぞれ認定・交付申請等の書類をご提出いたしましたが、事務の簡素化の観点から平成 18 年度における安全・安心な学校づくり交付金の創設に伴い、施設整備計画や交付申請などの書類については、文教施設企画・防災部施設助成課に一本化して提出していただくこととなりました。
なお、各事業の個別内容に関わる問い合わせ等については、従来どおり各制度の所管課になります。

問 87 改築後、旧建物を学校以外の用途に活用する際に必要な手続はあるか。

(答) 危険改築、不適格改築の対象となった建物について、取り壊さずに活用する場合は譲渡等の手続が必要となります（平成 23 年 4 月 1 日付け 23 施施助第 5 号）。その際、①学校として使わない、②安全確保することを条件としています。

第3節 耐震補強事業 Q&A

〈補強内容について〉

問 88 耐震性能判定表や耐震診断報告書に、工事等を行うことが必要である旨記載されていれば、全て耐震補強事業の国庫補助対象としてよいのか。

(答) 耐震補強事業の国庫補助対象となるのは学校建物そのものの耐震性能向上を趣旨とした工事であって、更に耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている必要があります。このため、耐震性能判定表や耐震診断報告書に記載されていることのみを根拠に耐震補強事業の国庫補助対象とすることはできません。

なお、当該工事等が補強工事の施工に伴い必要となる工事であることが合理的に説明できるものであれば、「補強の関連工事」として、耐震補強事業の国庫補助の対象となります。

問 89 「庇、塔屋、防水層、雑壁等の撤去・付替等学校建物の軽量化等」とあるが、これらの「等」とはどのようなものか。

(答) 「雑壁等」はバルコニーやその手すり、高架水槽等の設備などが考えられます。また、「学校建物の軽量化等」は、これらを撤去したり軽いものに付け替えたりすることで建物の偏心率を改善することなどが考えられます。

問 90 耐震性能判定表に明記されたコンクリートブロック壁の撤去及び乾式壁（石膏ボード）への改修は、耐震補強事業の国庫補助対象となるか。

(答) 当該工事が荷重軽減などで建物の耐震性能向上に資することが構造計算等で明確にされている場合は、耐震補強事業の国庫補助対象となります。

ただし、構造計算等により学校建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく、コンクリートブロック壁の倒壊等を防止するために工事を行う場合は、耐震補強事業の国庫補助対象とはならず、所定の要件を満たす場合に、防災機能強化事業の国庫補助対象になると考えられます。

問 91 渡り廊下や外部階段の耐震化は、耐震補強事業の国庫補助対象となるか。

(答) 渡り廊下や外部階段の耐震化については、学校建物の耐震補強事業と一体的に行い、かつ、それ自体の耐震化の必要性が構造計算等により明確に示されている場合は、耐震補強事業の対象となります。

〈補強の関連工事について〉

問 92 「補強内容の施工に係る必要最小限の範囲」とはどのような範囲をいうのか。

(答) 事業（工事）ごとに個別に判断することが必要となるため、一律に具体的な範囲を定めることはできませんが、補強工事との因果関係を合理的に説明できる範囲である必要があります。

問 93 補強対象建物の窓ガラスを強化ガラス等に変更する工事や、非構造部材の耐震化工事は、補強の関連工事には当たらないのか。

(答) 補強工事の施工上必要となる最小限の範囲については補強の関連工事となります。それ以外の場合については、所定の要件を満たす場合に、防災機能強化事業の国庫補助対象になることが考えられます。

問 94 「建築基準法、消防法等の規定により」とあるが、この「等」とはどのようなものか。

(答) 「消防法等」は、建築基準法施行令や消防法施行令のほかに、地方公共団体で定めている条例が考えられます（例えば、条例において防火区画に関して独自に定めている事項がある場合など。）。

問 95 「補強工事に伴い低下する室内外環境条件（照度、温湿度等）を回復させる改修工事」とあるが、因果関係が明確にされていれば、耐震補強事業の国庫補助対象となるのか。また、どの程度まで回復させることが認められるのか。

(答) 補強工事に伴い照度等の室内外環境条件が悪化するなど、その因果関係が検証されれば、耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）となります。回復させる程度については、学校環境衛生基準などの現行基準を参考してください。

問 96 「室内の照度等の検証を行ったものに限る」とあるが、この「等」とはどのようなものか。

(答) 「換気量」などが考えられます。

耐震補強壁の設置に伴い開口部が閉塞されて換気量が減少し、必要換気量が確保できないような場合において、これを回復するための工事は耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）となります。

問 97 補強工事の影響範囲内で空調設備を新設したが、耐震補強事業の国庫補助対象として問題ないか。

(答) 補強工事の影響範囲内であっても、従前なかった設備を新たに設置する場合や、再取付が可能な既存の機器を設置せずに新しい空調設備を取り付ける場合は、原則として補強の関連工事とはなりません。

ただし、補強工事による開口部の閉塞、開口面積の減少等を検証した結果、室内の環境条件（温湿度）が著しく悪化することが明らかとなり、室内の環境条件を回復させる手段が空調設備の新設以外にないような場合は、空調設備の新設が耐震補強事業の国庫補助対象（補強の関連工事）として認められることもあります。

問 98 校舎屋上の防水改修工事によって建物が軽量化すれば、耐震性能が向上することは明白であると考えるが、この場合は耐震補強事業の国庫補助対象としてよいか。

(答) このような場合においても、老朽化対策との違いを明らかにするため、当該工事が学校建物の耐震性能向上を趣旨とした工事であることが構造計算で明確にされている必要があります。

問 99 耐震補強事業の国庫補助対象とならない事例を具体的に示してほしい。

(答) 以下に例として掲げた工事内容は、耐震補強事業の国庫補助対象とならないのでご注意ください（防災機能強化事業、大規模改造事業等の活用が考えられます。）。

耐震補強事業の国庫補助対象とならない例	
以下の工事のうち、構造計算等により学校建物の耐震性能向上に資することを明確にすることなく行うもの（耐震性能判定表や耐震診断報告書への記載の有無は問わない。）	
1)	庇や煙突等に対する補強材の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
2)	外部階段や渡り廊下の鉄骨部材の補強又は付替え工事
3)	屋上に設置されている高置水槽の付替え、高置水槽等の工作物の架台の補強、高置水槽や煙突の撤去工事
4)	建物の軽量化等に資すると構造計算等に拠らずに判断して行った工事（例：屋上の防水層の改修、工作物や塔屋、パラペット、バルコニー等の撤去）
以下の工事のうち、補強工事の施工箇所とは関連性のない箇所で施工されるもの、補強工事と関係なく行われる建築基準法や消防法等の法令（条例を含む。）に適合させるなどのために行うもの（いずれも耐震性能判定表や耐震診断報告書への記載の有無は問わない。）	
1)	コンクリートブロック壁（CB 壁）の転倒防止又は撤去工事
2)	ガラスブロックの補強又は撤去工事
3)	構造躯体ではない庇や煙突等に対する補強材（吊り材・方杖・柱等）の設置、鉄筋コンクリートの増打ち、付替え等の工事
4)	構造躯体ではない壁の亀裂部に樹脂を注入して、クラックや剥離部分を補修したり、防水性能を確保したりする工事
5)	構造躯体ではない外壁や天井を撤去して、ALC 板等に張り替えるなどの工事
6)	地震時の揺れによる剥離・落下等を防ぐ目的で、柱や梁に仕上げ材を施したり、室内（教室や体育館）の天井材や床材を張り替えたり、天井一面にネットを張ったり、雑壁を補強したりする工事
7)	地震時の揺れによる落下を防ぐ目的で行う、照明器具・空調設備・視聴覚設備・バスケットゴール等の器具や設備の付替え、取付金具の更新工事
8)	防火区画、避難経路の確保などのために行う、防火扉・防火シャッター・非常口・タラップ・滑り台等の新設・改修等の工事（補強工事により避難経路が変更となるために必要となるなどの場合を除く。）
9)	教室等の居室と廊下との間の間仕切壁を撤去し、耐火構造又は準耐火構造の間仕切壁に付け替える工事

10)	現行の建築基準法に見合う必要換気量を確保するために、通気口や換気設備を新設する工事（補強工事に伴い換気量が減少することについて検討し、その結果、必要性が認められた場合を除く。）
-----	--

〈その他〉

問 100 建物一棟全体で耐震補強事業を行う際、同一の建物内で構造区分が異なる場合、申請はどのようにしたらよいか。

（答）原則として、構造区分ごとに1つの事業として申請してください。

第4節 長寿命化改良事業 Q&A

〈総論〉

問 101 長寿命化改良事業とはどのようなものか。

（答）公立学校施設は、これまで、老朽化の進行に伴い建築後およそ40年程度で改築が行われてきましたが、技術的には劣化等の状況に応じて必要な対策・改修等を行うことにより、70～80年程度使用することが可能とされています。

長寿命化改良事業には、「長寿命化事業」と「予防改修事業」があります。

長寿命化事業は、建築後40年以上経過した建物を対象として、従来であれば改築していた老朽施設の再生を図るため、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化、さらに、現代の社会的要請に応じた省エネルギー化や多様な学習内容、学習形態による活動が可能となる教育環境等を整備することで施設の長寿命化を図るものです。

予防改修事業は、建築後20年以上経過し、将来的に長寿命化を図る建物について、健全な状態に保つための予防的な改修工事を適切なタイミングで実施し、致命的な損傷の発現を事前に防ぐことで、効率的・効果的に施設の長寿命化を図るものです。

令和4年度以前の大規模改造（老朽）事業は、経年による劣化や損傷・故障等が生じた内外装材や設備等を改修・更新するなど、建設当時の状態に戻すことを主な目的としていましたが、長寿命化事業は、これに構造体の劣化防止やライフラインの更新、教育環境の改善等を加えた質の高い工事を対象としています。

問 102 長寿命化事業は、危険改築事業と比べてどのようなメリットがあるのか。

（答）長寿命化事業は、既存建物の構造体を使用するため、改築時に実施する構造体の構築工事が不要であり、また、既存建物の取壊しを行わないので、それに掛かる経費と排出される廃棄物量も縮減されるなど、改築に比べて安価（改築の約6割の経費で実施可能）で、短い工事期間で実施することができます。さらに、ライフラインの更新や教育環境の改善等を併せて実施するため、改築と同等の環境改善を図ることができます。

問 103 構造体の劣化状況等について調査を行うとあるが、どのような調査を行えばよいの

(答) 例えば、RC 造では、コンクリートの中性化深さや鉄筋の腐食状況、鉄筋のかぶり厚さの状況等の調査を行っていただくこととなります。調査を行うに当たっては、耐力度調査の実施方法を参考としてください。なお、過去に耐震診断を実施した学校で、その後、著しく劣化が進んでいなければ、耐震診断時の中性化深さや鉄筋の腐食・かぶり厚さの状況等を参考にしていただくことも可能です。

問 104 事業計画書に記載する「コンクリート圧縮強度」や「コンクリート中性化深さ」などについて、過去の調査資料はあるが、事業計画段階において再調査は必要か。また、何年前の調査資料まで有効となるのか。

(答) 建物の劣化状況等は、立地場所や気象条件等の様々な要因によって異なることから、調査資料の有効期限は設けていませんが、過去の調査結果から問題点等を把握していく、必要な対策の実施を決めている事業については再調査の必要はありません。また、一般的に、中性化等の構造体の劣化は数年で急速に進行するものではありませんので、特別な場合を除き再調査が必要とは考えていません。

ただし、調査実施時から相当な年数が経過している場合は、過去の調査結果と現在の構造体の劣化状況等から推測する、あるいは、部分的な確認調査を実施するなどして、劣化状況等を把握することが必要と考えています。

問 105 S 造の屋内運動場の長寿命化を行う場合、事業計画書の中性化深さなどの記入は省略してよいか。

(答) 該当しない箇所は記入不要です。ただし、該当する箇所は全て記入してください。

問 106 実施設計費や構造体の劣化状況等の調査費用などは、国庫補助対象となるのか。

(答) 実施設計費については、原則、前年度支出分までが国庫補助対象となります（前々年度支出分は国庫補助対象となりませんが、国庫補助申請の調整により国庫補助申請年度を繰り延べた事業で、特に必要と認められた場合は国庫補助対象となります）。構造体の劣化状況等の調査費用については、前々年度支出分までが国庫補助対象となります。

問 107 長寿命化改修に適しているかどうかの判断基準はあるのか。

(答) 個々の建物の劣化状況等に応じて必要な補修及び対策は異なるため、一律に長寿命化改修の適否、判断基準を示すことはできません。有識者会議でも、「劣化が著しく進行し、建物として崩壊寸前の廃墟状態にあったとしても、現在の技術をもって補修・改修・補強を行えば、再び使用できる状態にすることも可能」とされる一方で、改築とするか長寿命化改修とするからは、「整備とその後の維持にかかる費用の比較が判断基準になる」とされています。そのた

め、長寿命化改修に適しているかどうかについては、あくまでも個々の建物ごとの状態（構造体のコンクリート強度や劣化・損傷等の状況、教育機能の確保状況等）と、その補修・改善に掛かる費用等を踏まえ、各地方公共団体が総合的に検討を行い判断すべきことと考えています。

なお、判断する際の考え方等を「学校施設の長寿命化改修の手引」（平成 26 年 1 月）の 15～18 ページに掲載していますので参考にしてください。

〈工事内容について〉

問 108 構造体の劣化状況等の調査の結果、大きな問題は見られず、クラック補修程度の対策でよいとなったが、その場合でも長寿命化事業の対象となるのか。

（答）長寿命化事業では、構造区分に応じて「必ず実施する工事」を定めており、RC 造の場合には、少なくとも、「コンクリートの中性化対策」、「鉄筋の腐食対策」、「鉄筋のかぶり厚さの確保」のうち、いずれか一つ以上の工事を実施することが必要となります。

そのため、現状ではクラック補修程度の対策でなくても、例えば、今後 30 年以上の使用を見据えてコンクリートの中性化対策を実施すると設置者が判断するのであれば、長寿命化事業の対象とすることができます。

問 109 工事の際、壁を取り壊すことも想定されるが、工事後の I_s 値を再度確認する必要はあるのか。

（答）耐震性のない建物を長寿命化事業により工事する場合は、原則として耐震性を確保するための工事も合わせて実施することとなっています。

また、耐震性能に影響がない内壁等を撤去する場合は、工事後の I_s 値を再度確認する必要はありませんが、耐震壁を撤去するなど、耐震性能に影響を及ぼす工事を予定している場合は、工事後も耐震性能が確保できていることを学校設置者で確認してください。

問 110 長寿命化事業は、「原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とする。」とされているが、建物全体を一旦スケルトンの状態（内外装材や建具等を全て撤去して、構造体のみを残した状態）にした上で、全ての内外装材や建具等をやり替えなければならないのか。

（答）スケルトンの状態にまですることを補助要件にはしていません。老朽化の進行が著しい場合はスケルトンの状態にすることもあると考えますが、基本的には、今後 30 年間以上使用することを前提に、各部位の劣化・損傷等の状況に応じて、また、コンクリートの中性化対策やライフラインの更新、教育環境の改善など、長寿命化に資する対策工事の実施範囲等も考慮した上で、内外装材や建具等の改修範囲を決めていただくことになると考えています。

問 111 水道、電気、ガス管等のライフラインの更新だけでも国庫補助対象となるのか。

(答) 長寿命化事業については、原則として、建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象としているため、ライフラインの更新だけでは国庫補助対象とはなりません。

また、予防改修事業についても、屋上の防水層の全面的な改修や躯体の長寿命化を目的とした外壁改修の工事を対象としているため、同じくライフラインの更新だけでは国庫補助対象とはなりません。

問 112 外部及び内部の全面的改修工事を行う必要など、改修条件はあるのか。

(答) 長寿命化事業については、原則として、建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象としています。

予防改修事業については、屋上の防水層の全面的な改修や躯体の長寿命化を目的とした外壁改修といった外部改修工事を対象としています。

問 113 長寿命化事業は、「原則として建物一棟全体（内部・外部共）を長寿命化改良する全面的な改修工事を対象とする。」とあるが、過去に国庫補助（耐震補強事業等）を受けた施設（耐震補強後 10 年未満）を長寿命化改修する場合、耐震補強を行ったプレースや耐力壁などに手を加えなくても、長寿命化事業の対象となるのか。

(答) 過去に耐震補強や非構造部材の耐震対策、トイレ改修等を実施したばかりの箇所や、設備機器の更新など今後計画的に改修を実施する予定としている箇所を除いて、それ以外の部分を全面的に改修し、今後 30 年以上使用する場合は、長寿命化事業の対象となります。

問 114 長寿命化事業では、水道、電気、ガス管等のライフラインは全て更新しなければならないのか。

(答) 原則として全て更新する必要がありますが、今後計画的に更新していくことが決まっているライフラインは、当該計画に基づき更新していくこととして、長寿命化改修時に実施する必要はありません。

問 115 長寿命化事業について、「原則として実施する工事」に、「少人数指導など多様な学習内容・学習形態による活動が可能となる環境の提供」とあるが、少人数指導教室に充てられる余裕教室がない（教室不足のため、少人数教室を確保するには必要面積を超える増築が必要となる）場合、工事を要しない特別な理由になり得るか。

(答) 余裕教室がないことだけをもって工事を要しない特別な理由とはできません。今後 30 年以上の使用を見通した上で、施設面やソフト面における創意工夫等により、学校施設に必要な機

能や性能等が確保されているということであれば、その旨を事業計画書に記載していただければ結構です。

なお、長寿命化事業の中で実施する増築については、大規模改造と同様の必要最小限のものに限られています。

問 116 長寿命化事業について、水道・電気・ガス管は、更新済みの場合と、計画的に更新することが決まっている場合を除き、全て撤去して新設しなければならないのか。

(答) 長寿命化事業は、今後 30 年以上使用する予定の建物を対象としていることから、設置者が今後 30 年以上の使用に耐え得ると判断される場合は、必ずしも全て撤去、新設する必要はありません。

また、今後 10 年や 20 年程度の使用に耐え得ると判断されるものは、改めて更新計画を策定することで、長寿命化改良事業の対象となります。

問 118 耐久性に優れた材料であるという判断基準は、現在の仕様より耐久性に優れた材料であるという説明で足りるのか。

(答) 仕様の基準はありません。「学校施設の長寿命化改修の手引」(平成 26 年 1 月) の 37~38 ページで耐久性に優れた材料の事例を示していますので、参考してください。

問 119 屋上の防水層の改修工事で既存と同等のものを採用した場合や外壁に既存と同等のものを採用した場合、国庫補助対象外となるのか。

(答) 国庫補助対象となります。採用した材料が耐久性に優れていることを設置者が説明できるようにしておいてください。

〈補助要件について〉

問 120 長寿命化事業の対象となる建物の条件として、「今後 30 年以上使用する予定のもの」とあるが、30 年以上使用するかどうかを、どのように判断すればよいか。

(答) 30 年以上使用するかどうかについては、既に存置や統廃合等が決まっている場合はその計画に応じて判断していただくことになりますが、それ以外の計画や構想段階のものなどは、現時点での想定される範囲で計画・構想の熟度や方向性、可能性等を勘案して判断していただくものと考えています。

なお、長寿命化事業では、設置者が今後 30 年以上使用することを見越した工事を行うことが前提となるため、中長期修繕計画を作成していただくこととなります。

問 121 長寿命化に当たり、一部増築を行う場合は国庫補助の対象となるのか。

(答) 面積増減は原則国庫補助対象外ですが、エレベーター設置やバリアフリートイレの設置など、今後 30 年以上使用していく上でやむを得ない場合の必要最小限の面積増減は、国庫補助対象としています。なお、教室不足に伴う増築は国庫負担事業となります。

問 122 すでに廃校（中学校）となった校舎を改修して小学校の校舎として転用する際に、長寿命化改良事業を適用することは可能か。可能な場合、長寿命化改良事業の対象要件は、転用後の小学校建物ではなく、実際に工事を行う中学校建物で判断することですか。

(答) 長寿命化改良事業の対象要件を満たし、工事実施後、学校施設として使用するのであれば、廃校となった校舎でも国庫補助の対象となります。対象要件は、転用後の建物での判断となります。

問 123 複数年度にわたる工事を実施する場合も国庫補助対象となるのか。

(答) 工事が複数年度にわたる場合も、国庫補助対象となります。なお、1年目に外壁工事、2年目に内装工事等、工事内容により契約が分かれる場合も、工事全体で長寿命化改良事業の補助要件を満たすものであれば、Ⅰ期工事、Ⅱ期工事の継続事業として国庫補助対象となります。なお、Ⅱ期目以降の事業は、他の事業同様、予算の範囲内で交付されるものであり、交付を担保するものではありません。

問 124 改修比率算定表の長寿命化欄が 100%しかないが、長寿命化事業の条件として、どの程度まで対象工事を行う必要があるのか。

(答) 「必ず実施する工事」として定めている工事（構造区分に応じた工事及び水道、電気、ガス管等のライフラインの更新）を実施することで、基本的には、構造体の耐久性向上やライフラインの健全化を図り、また、経年により劣化・損傷等が生じた材料や、古い仕様で整備された建具・内外装材等が一新されるものと考えています。

問 125 長寿命化事業について、「原則として実施する工事」を行うか否かについては、設置者の判断でよいのか。

(答) 「原則として実施する工事」は、維持管理コストの低減、教育環境の向上、環境負荷低減等に資する工事であるため、特別な理由がない限り、実施することを原則としています。しかし、専門家等の意見を聞くなどして、工事を要しない特別な理由がある場合は、その理由を整理し説明できるようにした上で、設置者の判断により工事を実施しないことも考えられます。

問 126 長寿命化事業の対象となる建物と対象外の建物について、併せて長寿命化を行いたいが、どこまで国庫補助対象となるのか。

(答) 長寿命化事業対象建物と対象外建物を併せて工事する場合、同一建物区分であることを条件に工事実施面積のうち、長寿命化事業の対象面積が 50%以上を満たせば、築 40 年未満でも国庫補助対象となります。

国庫補助対象となる建物範囲

=築40年未満 =築40年以上

No.	建物パターン	可否	備考															
1	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">築40年 未満</td> <td style="width: 50%;">築40年 以上</td> </tr> <tr> <td>(700m²)</td> <td>(1,500m²)</td> </tr> </table>	築40年 未満	築40年 以上	(700m ²)	(1,500m ²)	○	長寿命化事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化事業適用可											
築40年 未満	築40年 以上																	
(700m ²)	(1,500m ²)																	
2	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">(1,000m²)</td> <td style="width: 33%;">(2,000m²)</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td>築40年 未満</td> <td></td> <td>築40年 以上</td> </tr> <tr> <td>築40年 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(500m²)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(1,000m ²)	(2,000m ²)		築40年 未満		築40年 以上	築40年 未満			(500m ²)			○	長寿命化事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化事業適用可			
(1,000m ²)	(2,000m ²)																	
築40年 未満		築40年 以上																
築40年 未満																		
(500m ²)																		
3	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">築40年 未満</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">築40年 以上</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td>(700m²)</td> <td>(1,500m²)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">渡り廊下</td> </tr> </table>	築40年 未満	築40年 以上		(700m ²)	(1,500m ²)		渡り廊下			○	長寿命化事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化事業適用可						
築40年 未満	築40年 以上																	
(700m ²)	(1,500m ²)																	
渡り廊下																		
4	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%;">築40年 未満</td> <td style="width: 66%;">築40年 以上</td> </tr> <tr> <td>(500m²)</td> <td>(2,000m²)</td> </tr> </table>	築40年 未満	築40年 以上	(500m ²)	(2,000m ²)	○	長寿命化事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化事業適用可											
築40年 未満	築40年 以上																	
(500m ²)	(2,000m ²)																	
5	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">築40年 未満</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">築40年 以上</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td>(500m²)</td> <td>(2,000m²)</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">渡り廊下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">築40年 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(200m²)</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	築40年 未満	築40年 以上		(500m ²)	(2,000m ²)		渡り廊下			築40年 未満			(200m ²)			○	長寿命化事業の対象面積が過半を占めるため、建物全体に長寿命化事業適用可
築40年 未満	築40年 以上																	
(500m ²)	(2,000m ²)																	
渡り廊下																		
築40年 未満																		
(200m ²)																		
6	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(300m²)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(300m²)</td> <td style="width: 34%;"></td> </tr> <tr> <td>築40年 未満</td> <td>築40年 未満</td> <td>築40年 以上</td> </tr> <tr> <td>(700m²)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>築40年 未満</td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	(300m ²)	(300m ²)		築40年 未満	築40年 未満	築40年 以上	(700m ²)			築40年 未満			×	長寿命化事業の対象面積が過半に満たないため、建物全体への長寿命化事業適用不可			
(300m ²)	(300m ²)																	
築40年 未満	築40年 未満	築40年 以上																
(700m ²)																		
築40年 未満																		

第5節 学校給食施設 Q&A

問 127 学校給食施設事業における「新築」、「増築」及び「改築」の基本的な考え方はどのようなものか。

(答) 学校給食施設事業における「新築」、「増築」及び「改築」の基本的な考え方は、それぞれ以下のとおりである。

「新築」…当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有しない学校のために、新たに学校給食施設を整備すること。

「増築」…既存の学校給食施設に対し、面積を増す整備を行うこと。既存施設を引き続き 使用することとしつつ、純粧に増築する場合のほか、例えば、単独校調理場を改築する際に、既存施設に対し、施設規模を大きくして建て直す場合の面積の增加分が含まれる。

「改築」…構造上危険な状態にあること等から、当該整備前において給食を提供する既存の学校給食施設を有する学校のために、当該既存施設に代わるものとして改めて学校給食施設を整備すること（既存施設とは別の敷地に新たな施設を整備するとしても、新たな施設から給食を提供しようとする学校が当該既存施設から給食の提供を受けている場合は、「改築」に当たる。）。なお、内部改修は、「改築」には含まれない。

問 128 学校給食施設に関する対象内実工事費は、どのように算定すれば良いか。

(答) 学校給食施設に関する対象内実工事費は、いわゆる本体施設の整備に要するもの、附帯施設の整備に要するもの及び解体撤去（※）に要するものに大別される。

よって、学校給食施設に関する対象内実工事費の算定に当たっては、まず、当該整備に要する経費全体から、工事費以外の経費（例えば、用地取得費や備品費等）を除いた上で、対象内実工事費になりうる経費を、いわゆる本体施設の整備に要する経費、附帯施設の整備に要する経費及び解体撤去費にそれぞれ区分し、各経費の対象内実工事費を算出し、それらを合計して当該学校給食施設に係る全体の対象内実工事費を算定する。

（※）新たな学校給食施設の整備に当たり既存の学校給食施設の解体撤去を併せて実施する場合に限る。

問 6 参照)

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{いわゆる本体施設} \\ \text{の対象内実工事費}} \\ + \end{array} \quad \begin{array}{c} \boxed{\text{附帯施設の対象内} \\ \text{実工事費}} \\ + \end{array} \quad \begin{array}{c} \boxed{\text{解体撤去の対象内} \\ \text{実工事費}} \\ = \end{array} \quad \boxed{\text{学校給食施設全体} \\ \text{の対象内実工事費}}$$

問 129 いわゆる本体施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。

(答) 学校給食施設のいわゆる本体施設の対象内実工事費は、以下のとおり算出される。

$$\boxed{\text{実施工価}} \times \boxed{\text{配分基礎面積(=交付対象面積)}} = \boxed{\text{いわゆる本体施設の対象内実工事費}}$$

ここでいう「実施工価」とは、いわゆる本体施設の整備に要する経費（経費の内容上国庫補助対象外になるもの（例えば、既存施設の一部を改修しつつ増築する場合の改修費や契約上工事費に含まれているものの備品等として対象外経費とすべきもの等）を除き、交付対象面積を超過する面積に相当する額を含む。）を、交付対象面積を超過する面積を含む学校給食施設全体の延床面積（※）で除して、算出する。なお、算出した単価について、1円に満たない端数のある場合には、この端数は切り捨てるものとする。

(※) 建築面積ではないことに注意すること。

問 130 附帯施設の対象内実工事費の算出方法はどのようなものか。

(答) 学校施設環境改善交付金において国庫補助対象となる附帯施設は、運用細目第 4-7 「学校給食施設基準」の各表の「対象品目」欄に限定列挙されており、当該欄に含まれるものうち、対象内経費を積み上げて算出したものが附帯施設に係る対象内実工事費となる。

なお、対象となる附帯施設について、処理能力や台数、金額に一律の基準はないが、学校給食施設として不要なもの、あるいは、学校給食施設として必要であっても、国庫補助と関係のない学校給食（例えば、特別支援学校の幼稚部や高等部の学校給食）の提供のために専ら必要な施設は、たとえ品目として対象となるものだとしても、対象経費とはならない。

附帯施設に係る対象内実工事費は、交付対象面積内外により按分する必要はなく、また、基準金額以上であっても差し支えなく、上記に基づき、対象内経費を積み上げたものが附帯施設に係る対象内実工事費となる。

問 131 附帯施設において、器具運搬費、搬入据付費及び試運転費は、国庫補助対象となるのか。

(答) 国庫補助の対象となる附帯施設に係る器具運搬費、搬入据付費及び試運転費は、附帯施設の整備に要する経費として国庫補助対象となる。なお、国庫補助対象外の附帯施設に係るものを受け、当該経費が一体で計上されている場合には、適切な按分が必要である。

問 132 解体撤去費の国庫補助の対象範囲はどのようにになっているか。

(答) 事業の実施に伴い併せて撤去する当該事業に係る既存の学校給食施設の解体撤去費は、国庫補助対象となる。なお、いわゆる交付対象面積を超過する面積についても、按分の必要はなく、国庫補助対象となる。また、施設の統合に伴い使用しないこととなる学校給食施設の解体撤去費も対象となる（改築工事の前年度又は次年度に解体撤去のみを実施する場合は、解体撤去のみで改築事業として申請可能である。）。

ただし、既に廃止済となっている学校給食施設や休校等により既に恒常に使用していない学校給食施設は、国庫補助対象とはならない。

問 133 学校給食施設事業に係る実績報告に当たり確認・留意すべき点は何か。

(答) 実績報告に当たり特に確認・留意いただきたい点として、例えば、以下が挙げられる。

- (1) 交付決定において、炊飯給食施設やアレルギー対策室等が配分基礎面積に含まれているか。また、どういった附帯施設が配分基礎額に含まれているか（例えば、厨芥処理機や自家発電機、廃水処理施設（グリストラップだけのものは対象外）が入っているか。）。配分基礎額に解体撤去費は含まれているか（これらが含まれている場合、(2) で示すように、それらが適切に実施されたかどうかを実績報告の際に確認する必要がある。）。
- (2) 交付決定時における構造、施設区分ごとの配分面積、建築単価等について、実績報告時に変更があるかどうか。
- (3) (2) に関し、図面等で確認できているか（例えば、当初予定されていた炊飯給食施設が整備されていなかったり、配分基礎面積より小さく整備されてたりした場合は、相当する金額の減額が必要となる場合がある。）。
- (4) 実工事費に対象外経費は含まれていないかどうか（適切に除外することが必要である。）。
- (5) その事業で整備する面積等を延床面積として確認しているか（整備する面積等を誤って建築面積で認識して、実工事費を算定していた場合、延床面積で改めて算定することが必要である。）。
- (6) 対象内実工事費の算定に当たり、超過面積分を含めていないか（超過面積がある場合、適切に交付対象面積内外による按分が必要である。）。

問 134 学校給食施設事業において、実績報告に際し、特に提出すべき資料はあるか。

(答) 「学校施設環境改善交付金事業の実績報告等について（通知）」（令和3年9月3日付け3施設助成課長通知）に規定する資料のほか、以下の資料を添付することが求められる。なお、これらの資料に加えて、必要に応じて、その他の関係資料の提出を求めるることは、必ずしも否定されない。

- (1) 事業実施全体面積、施設区分ごとの実施面積等の面積が分かる資料
- (2) いわゆる本体施設の整備に要する経費のうち、補助対象外経費の内容が分かる資料

(3) 整備する附帯施設及びその補助対象内外の内訳を示す資料

また、配置図又は平面図においては、基準面積に含まれる炊飯給食施設やアレルギー対策室が整備された範囲が明示されていることが求められる。

第6節 空調設備整備事業（空調設備整備臨時特例交付金）Q&A

問 135 空調設置工事と断熱性確保工事のいずれも2箇年度以上にまたがって工事を行う場合でも、国庫補助を受けることはできるか。

(答) 複数年度の事業として申請することが可能です。

問 136 対象となる工事内容として「冷暖房設備の設置工事（工事を伴う新設）」と示されているが、既に暖房設備が導入されている体育館に冷房設備を追加する場合、補助の対象となるか。

(答) 既に暖房設備が導入されている体育館に冷房設備を新設する場合も補助対象となります。

問 137 空調設備整備臨時特例交付金の補助要件にある断熱性の確保について、どの程度の工事を実施すればよいか。

(答) 対象施設に断熱性が確保されていない場合に実施いただく断熱性確保工事について、補助要件では断熱等の効果に対する具体的な数値等は求めていませんので、建物の断熱性や遮熱性等の向上に資する工事を実施していただければ、工事の規模に関わらず補助要件を満たすこととしています。

問 138 空調設置工事及び断熱性確保工事の実施年度について、どの程度まで離れていてよいのか。

(答) 設置者の実情に応じた整備が進められるよう、それぞれの工事の実施年度の間隔について、特に制限は設けていません（ただし、令和15年度までに実施いただく必要があります。）。一方で、断熱性確保の趣旨はランニングコストを含めたトータルコストの縮減にあるため、期間中（令和6年度～令和15年度）、できる限り近い年度に実施いただくことが望ましいと考えます。

問 139 中長期的な学校再編などにより、空調設置を検討している学校について改築や統廃合が見込まれるが、国庫納付を含む財産処分手続きが必要となるか。

(答) 臨時特例交付金を活用して空調等を整備した屋内運動場を、学校以外に転用や取壊し等する場合は財産処分手続が必要となります。

なお、財産処分については弾力化を図っていることもあり、一定の条件を満たす場合には、国庫納付不用で承認しているケースもあります。例えば、屋内運動場が国庫補助による建築等

が行われてから 10 年以上経過していて、その屋内運動場と臨時特例交付金で整備した空調等と一緒に無償で転用等する場合は、国庫納付は不要です（ただし、5 年以内に取壊し又は改築を行うなどの場合は除く）。

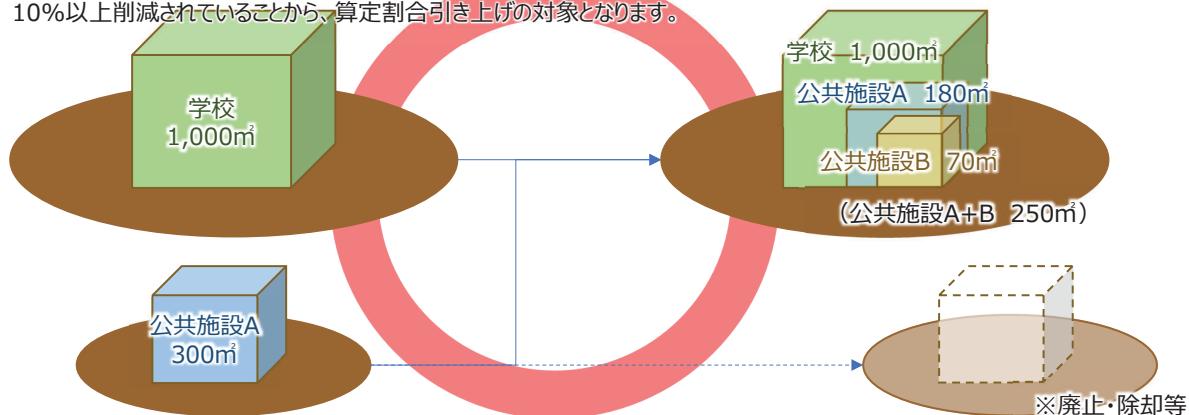
問 140 交付要綱第 7 の 3 の「ただし、文部科学大臣が特に認める場合にあっては、この限りではない。」とは、具体的にどのような場合が想定されるか。

(答) 臨時特例交付金により整備した空調を避難所に指定されている別の学校（臨時特例交付金を活用して設備整備が可能である対象施設に限る。）の体育館に単費で移設した場合や、臨時特例交付金で避難所に指定されている学校体育館に空調を整備し、10 年以上が経過したのちに当該体育館の避難所の指定が解除された場合等を想定しています。

問141 複合化する『学校以外の公共施設』が新設（既存の施設がない）の場合、算定割合引上げの対象となるか。

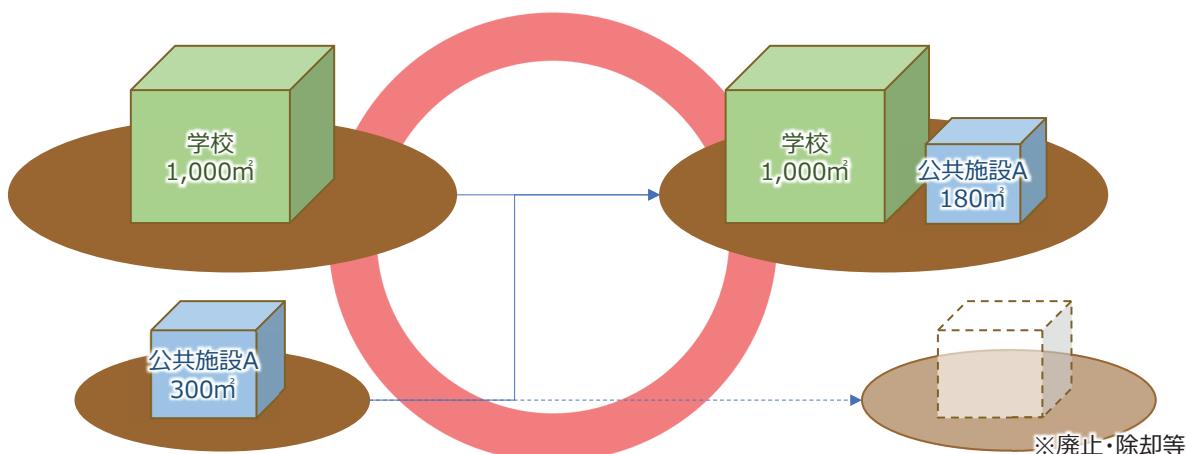
(答) 新たな公共施設を整備・設置する場合は算定割合引上げの対象とはなりません。ただし、学校以外の複数の公共施設を複合化し、公共施設の総面積で10%以上削減される場合には引上げの対象となります。

※この図のケースでは、複合化後の公共施設の総面積（250m²）が、複合化前の公共施設の面積（300m²）と比較して10%以上削減されていることから、算定割合引き上げの対象となります。



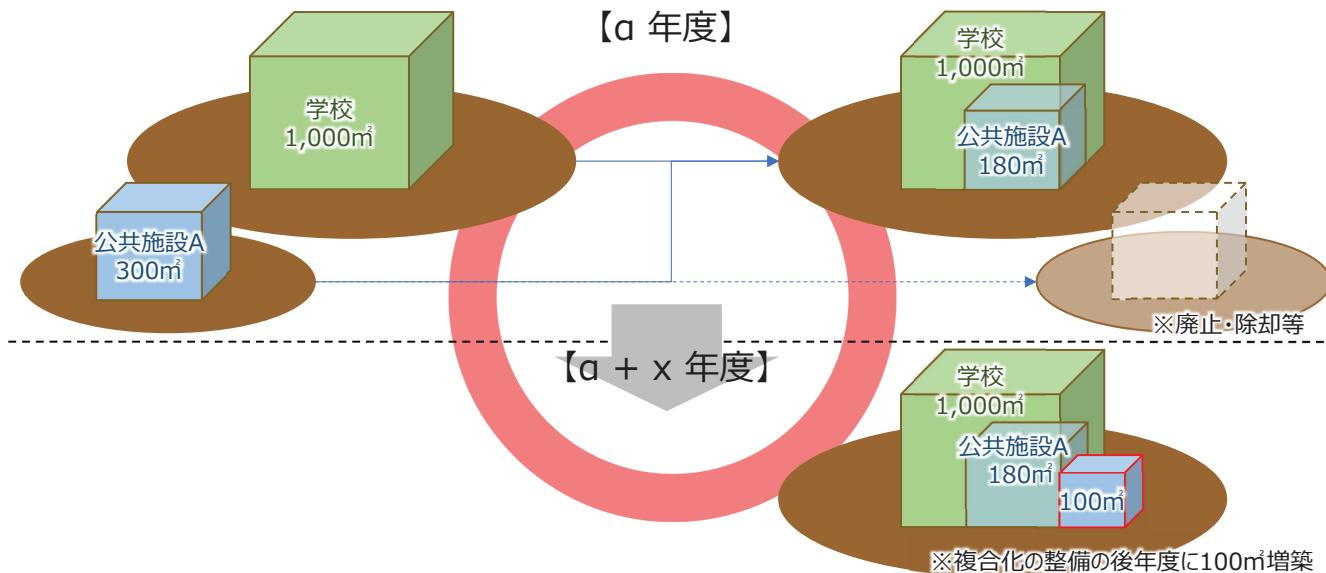
問142 複合化する『学校以外の公共施設』が整備を行う学校施設と同一棟ではない場合、算定割合引上げの対象となるか。

(答) 複合化の相手施設が別棟であっても、同一敷地内の整備により機能面・コスト面の効率化が図られる場合には、算定割合引上げの対象となります。



問143 複合化・集約化の事業を実施した以降の年度（ $a + x$ 年度）に、整備した『学校以外の公共施設』の面積を増やす予定の場合、複合化・集約化の事業は算定割合引上げの対象となるか。

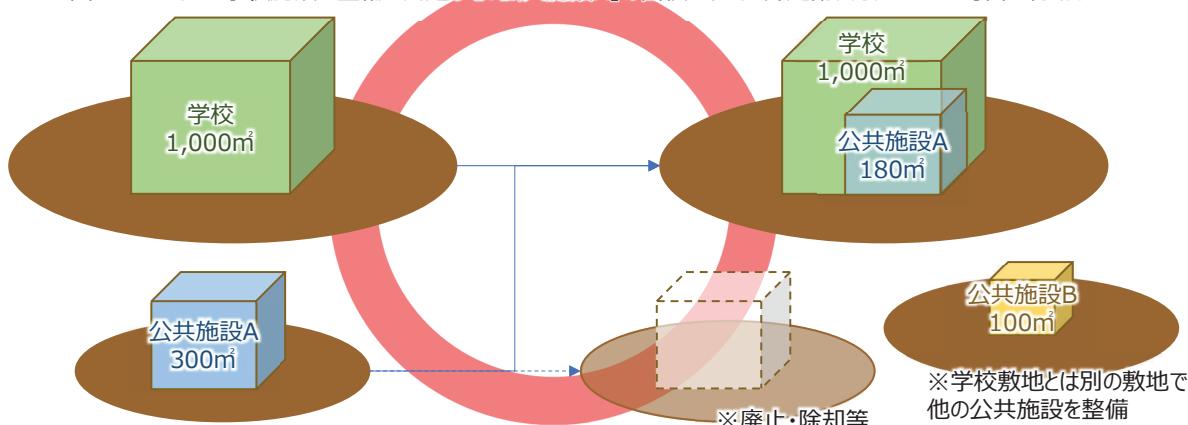
(答) 基本的には学校施設を整備する年度（ a 年度）の整備内容による判断となります。意図的にそのような整備を行った場合は、算定割合引上げ対象外となる可能性もあります。



問144 複合化・集約化の事業を実施している学校とは別の場所で、本整備とは関連のない新たな公共施設を整備している場合、算定割合引上げ対象の判断に影響を与えるか。

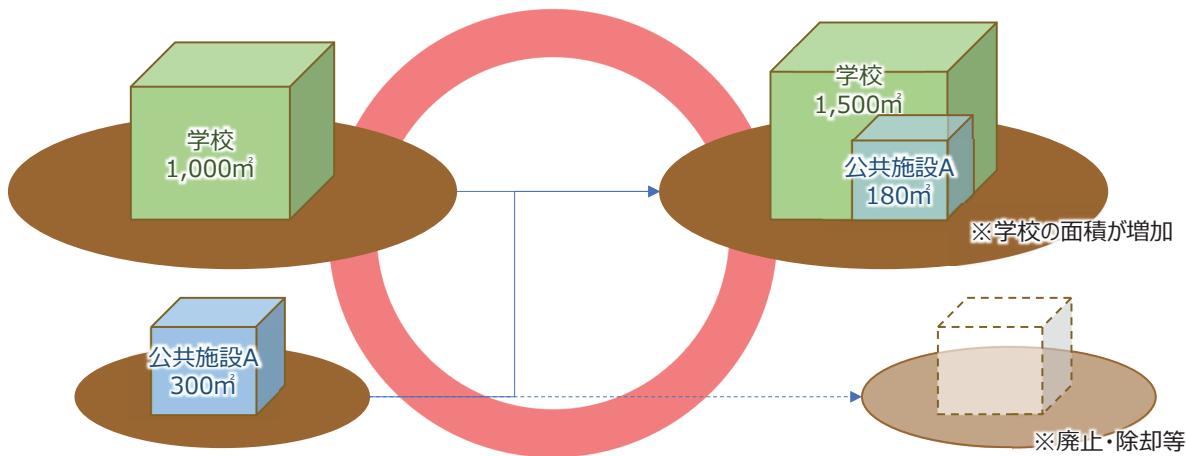
(答) 基本的には学校施設と複合化・集約化を図る施設と関連する整備の状況により、算定割合引上げの可否を判断することとなります。

※この図のケースでは、学校施設の整備に関連する「公共施設A」の面積を以て、算定割合引き上げの可否を判断します。



問145 複合化する『学校以外の公共施設』の面積は既存から10%以上削減しているが、学校施設の面積は10%以上増加している場合、算定割合引上げの対象となるか。

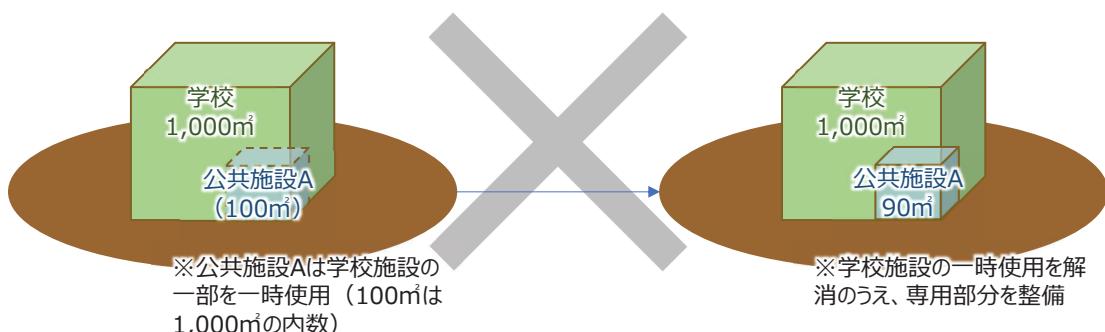
(答) 教室不足を解消するための面積増もあり得るため、複合化する『学校以外の公共施設』の部分で面積が10%以上削減されていれば算定割合引上げの対象となります。



問146 現在、学校施設の一部を一時的に使用して運営している公共施設がある。複合化・集約化の事業実施の際に現在の一時使用の面積から10%以上面積を減らして専用部分として複合化の整備を行う計画がある場合、算定割合引上げの対象となるか。

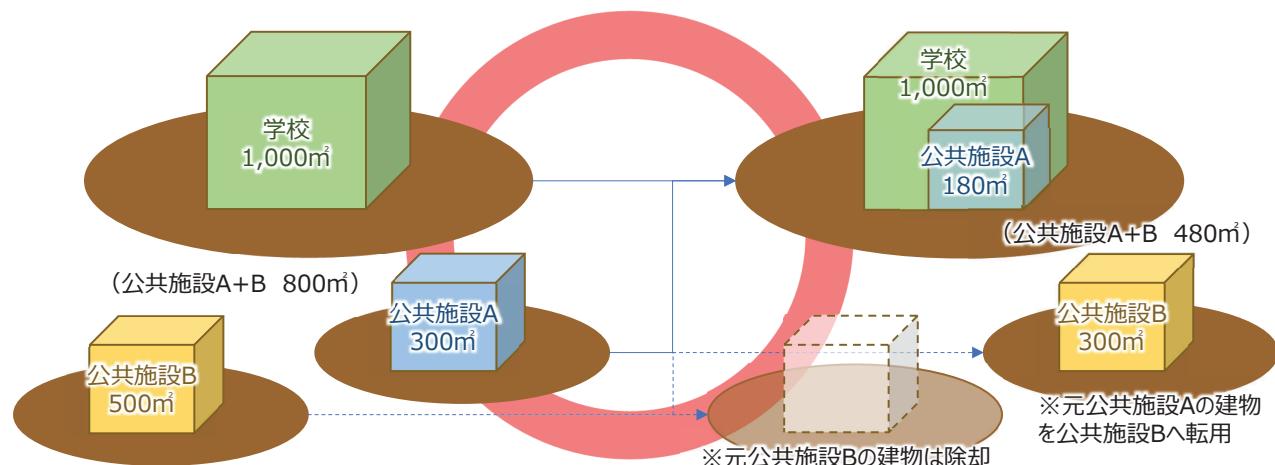
(答) 一時使用している部分が学校施設の保有面積であり、他に独自の施設を有していない場合は、「公共施設の面積が10%以上削減」されないため、複合化・集約化の事業を実施する上では『新設』扱いとなります。算定割合引上げの取り扱いについてはQ 1・A 1をご参照ください。

※この図のケースでは、「公共施設A」の面積が純増（ $0m^2 \Rightarrow 90m^2$ ）しているため、算定割合引き上げの対象外となります。



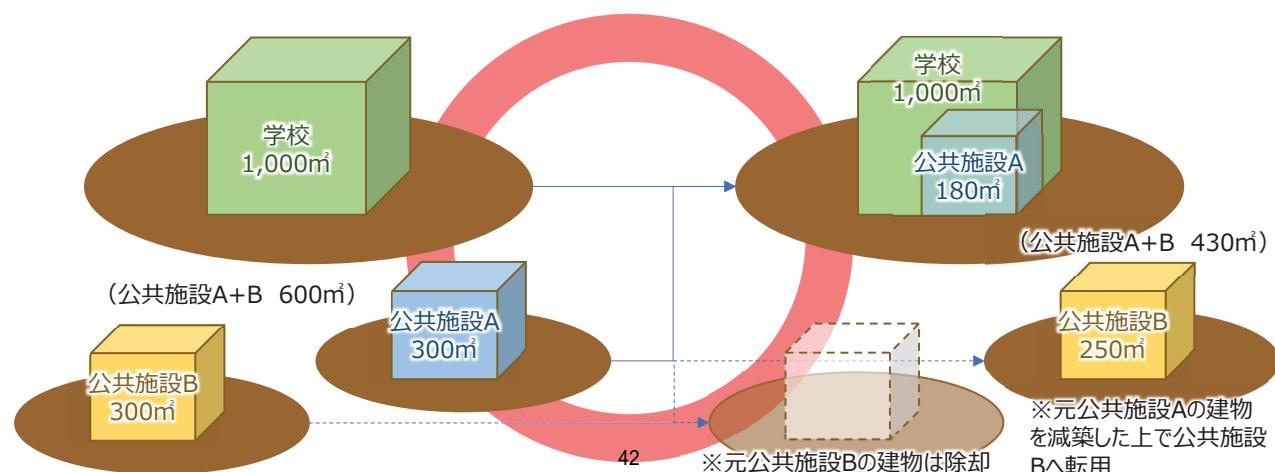
問147 『学校以外の公共施設』として使用している既存建物について、複合化・集約化の事業実施後も取り壊さずに他の用途に転用する予定。この場合、複合化の相手方の施設は面積が減少しているものとして取り扱ってよいか。

(答) 本事業は、「公共施設全体の総面積削減」に寄与することを期待するものであるため、転用を行う施設も含めた公共施設の総面積で10%以上の削減が図られている場合は算定割合引上げの対象となります。既存の公共施設については、必ずしも取り壊しが必須な訳ではありません。



問148 『学校以外の公共施設』として使用している既存建物について、複合化・集約化の事業実施後は減築して他の用途に転用する予定。この場合、複合化の相手方の施設は面積が減少しているものとして取り扱ってよいか。

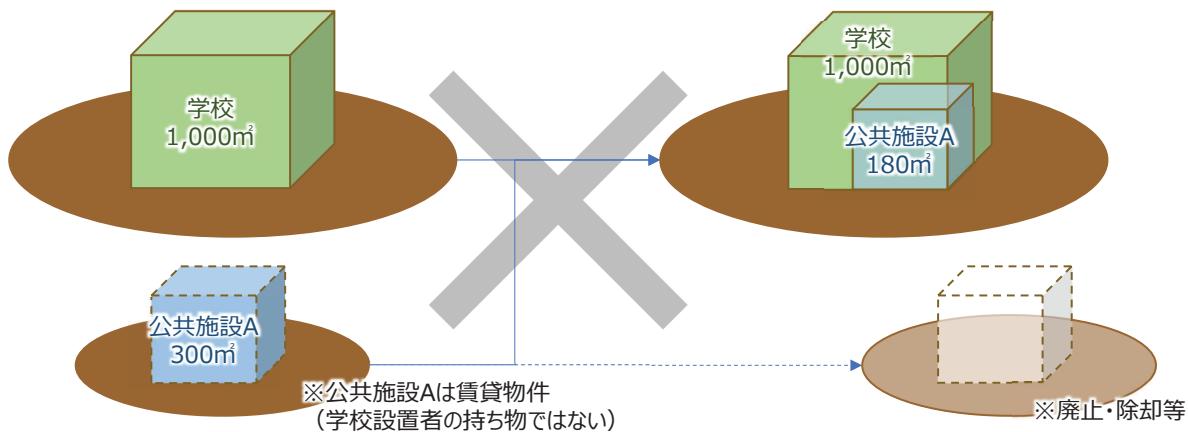
(答) 本事業は、「公共施設全体の総面積削減」に寄与することを期待するものであるため、転用を行う施設も含めた公共施設の総面積で10%以上の削減が図られている場合は算定割合引上げの対象となります。



問149 複合化する『学校以外の公共施設』が民間ビル等（賃貸物件等）に入っている場合、算定割合引上げの対象となるか。

(答) 「公共施設の総面積削減」に寄与しないため、面積減として取り扱うことはできません。公共施設（既存建物）は当該自治体が保有している施設が対象になります。

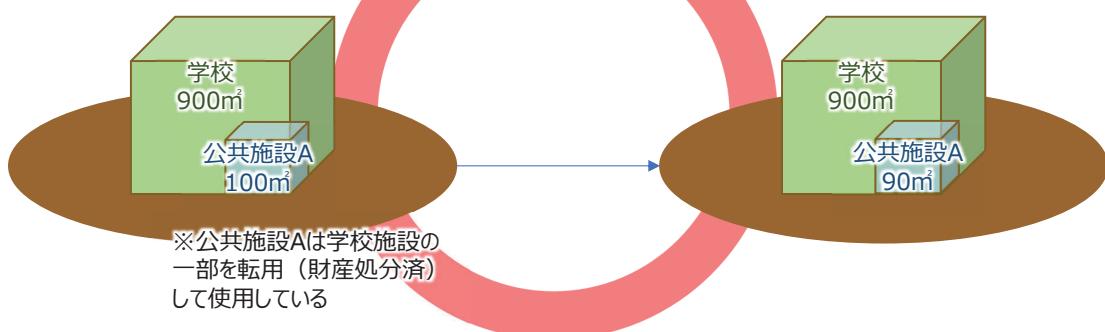
※この図のケースでは、「公共施設A」の面積が純増（ $0m^2 \Rightarrow 180m^2$ ）しているため、算定割合引き上げの対象外となります。



問150 既に校舎内で、財産処分手続きを経て転用が行われている放課後児童クラブについて、校舎の改築と合わせて、その転用部分の面積を10%削減する場合に、算定割合引上げ対象となるか。

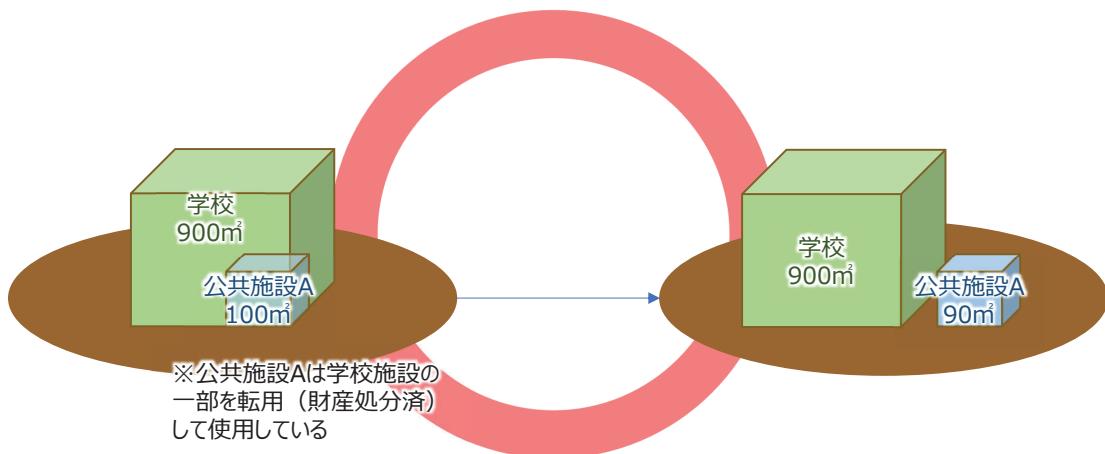
(答) 算定割合引上げの対象となります。

※複合化・集約化事業の実施に併せて公共施設の面積が10%以上削減されるのであれば、事業実施前に学校施設と同一棟に存在する公共施設についても算定割合引き上げの対象となり得ます。



問151 既に校舎内で、財産処分手続きを経て転用が行われている放課後児童クラブについて、校舎の改築と合わせて、その転用部分の面積を10%削減した上で、学校敷地内に校舎とは別棟で放課後児童クラブ専用の建物を建てる場合に、算定割合引上げの対象となるか。

(答) 複合化の相手施設が別棟であっても、同一敷地内の整備により機能面・コスト面の効率化が図られる場合には、算定割合引上げの対象となります。



問152 既に学校敷地内に、校舎とは別に、放課後児童クラブとしてプレハブ（リース・借用建物ではない）を建てている。校舎の改築と合わせて、このプレハブを廃止し、放課後児童クラブの面積を10%削減した上で、校舎内に引っ越しする場合に、算定割合引上げの対象となるか。

(答) 該当のプレハブ施設が、市が保有する公共施設であり、複合化・集約化することで学校施設と一体的に効率的な管理等が行えると説明できるのであれば、算定割合引上げの対象となります。（リース等の保有しない建物の場合は引上げ対象外）

※この図のケースでは、「公共施設A」の面積が10%削減されているため、算定割合引き上げの対象となります。

